

令和 4 年 9 月

江南市議会建設産業委員会会議録

9 月 15 日

議 題

- 議案第56号 江南市手数料条例の一部改正について
- 議案第57号 江南市下水道条例の一部改正について
- 議案第58号 江南市水道事業給水条例の一部改正について
- 議案第60号 令和4年度江南市一般会計補正予算（第7号）
第1条 歳入歳出予算の補正のうち
経済環境部
都市整備部
水道部
の所管に属する歳出
- 議案第63号 令和4年度江南市水道事業会計補正予算（第3号）
- 議案第64号 令和4年度江南市下水道事業会計補正予算（第1号）
- 議案第65号 令和3年度江南市一般会計歳入歳出決算認定について
のうち
経済環境部
都市整備部
水道部
の所管に属する歳入歳出
- 議案第67号 令和3年度尾張都市計画事業江南布袋南部土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 議案第70号 令和3年度江南市水道事業会計利益の処分及び決算認定について
- 議案第71号 令和3年度江南市下水道事業会計決算認定について
- 請願第16号 「消費税インボイス制度の実施中止を求める意見書」の提出を求める請願
- 行政視察について
- 研修会について
- 市民と議会との意見交換会について

出席委員（7名）

委員長	長尾光春君	副委員長	大藪豊数君
委員	鈴木貢君	委員	牧野圭佑君
委員	尾関昭君	委員	中野裕二君
委員	三輪陽子君		

欠席委員（0名）

委員外議員（5名）

議長	堀元君	副議長	宮田達男君
議員	古池勝英君	議員	片山裕之君
議員	石原資泰君		

職務のため出席した事務局職員の職、氏名

事務局長兼議事課長	石黒稔通君	副主幹	前田昌彦君
主事	岩本達明君		

説明のため出席した者の職、氏名

市長	澤田和延君
経済環境部長	平野勝庸君
都市整備部長兼危機管理監	野田憲一君
水道部長兼水道事業水道部長兼水道事業水道部水道課長	古田義幸君
商工観光課長	石川晶崇君
商工観光課主幹	藤田明恵君
商工観光課副主幹	宇佐見裕二君
農政課長	横山敦也君
農政課副主幹	岩田浩和君

環境課長	相 京 政 樹 君
環境課主幹	前 田 茂 貴 君
環境課副主幹	近 藤 祥 之 君
都市計画課長	石 坂 育 己 君
都市計画課主幹	影 山 壯 司 君
都市計画課副主幹	小 島 宏 征 君
都市計画課副主幹	磯 部 将 人 君
都市計画課主査	穂 積 亮 君
都市整備課長	鵜 飼 篤 市 君
都市整備課副主幹	山 本 健太郎 君
都市整備課副主幹	長谷川 悟 君
土木課長	酒 匂 智 宏 君
土木課主幹	小 池 浩 司 君
土木課副主幹	柴 垣 伸 道 君
建築課長	村 瀬 猛 君
建築課副主幹	源 内 隆 哲 君
建築課副主幹	都 築 尚 樹 君
水道部下水道課長	伊 藤 達 也 君
水道部下水道課主幹	今 枝 寛 君
水道部下水道課副主幹	青 山 裕 泰 君
水道事業水道部水道課主幹	尾 関 高 啓 君
水道事業水道部水道課副主幹	加 藤 考 訓 君
水道事業水道部水道課副主幹	安 田 裕 一 君

陳述出席者（4名）

請願第16号 千 田 憲 三 君、兼 松 勇 次 君
前 田 一 紀 君、野 村 良 治 君
後 藤 文 昇 君

○委員長　それでは、定刻より少し早いですが、全員おそろいであるよう
ありますので、ただいまから建設産業委員会を開会いたします。

では、開会に当たりまして御挨拶を申し上げます。

今年度の夏であります。例年に比べ梅雨の時期が短く、6月から異常気
象と思われる暑さが続いております。市においても、6月から8月において
真夏日と呼ばれる気温30度以上の日が合計61回あったということで報告のほ
うをいただいております。また、その中で、猛暑日に当たる気温35度以上と
いうのが6月から8月にかけて19回ほどあったということで、例年になく暑
いというのが数字上でも分かるような状況となっております。

この暑さによって日々積乱雲が発生し、それによって夕方頃になりますと
集中的な降雨が何度かありまして、市内においても幾つかの箇所で道路冠水
が発生したということで、そのような報告を受けております。その対応のた
めに、市の職員の皆様、緊急出動していただいているということも聞いてお
ります。通常業務の手を止めて大変な思いをされているという話もお聞きし
ております。

これらの対応の最前線とされているのが、ここ建設産業委員会の担当部署
であります都市整備部の皆様及び水道部の皆様であるということでありまし
て、この場をお借りしまして、この緊急対応に当たられている皆様に対して
深く感謝を申し上げたいと思います。ありがとうございます。

我々議員としても、その皆様の負担を少しでも減らすような対応をしてい
きたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

それでは少し話は変わりますが、ちょっと今日の朝、とんでもない話をち
よっと耳にしましたので少し御披露させていただきたいと思いますが、デジ
タル担当大臣、現在の大臣は河野太郎氏であります。昨日、オンラインで記
者会見されていたときの話になりますが、実は、そのオンライン記者会見、
バランスボールに座って記者会見されていたというのは皆さん御存じの方も
いらっしゃると思います。その中の発言で、デジタル庁の職員の方が balan
スボールに座っているの見て大臣室の椅子を変えたというような話でござい

ます。これが問題がないという話であれば、もしかすると市の職員の皆様の椅子が全部バランスボールに替わって職務をする日が来るかもしれませんということで、そのような驚きの話がありましたので少し御披露させていただきたいと思います。

そのような、健康的な仕事ができるかもしれない時期が来るという話だけはちょっと御披露させていただきますが、そのような余談はちょっと置いておきまして、引き続き、本日しっかり審議していきたいと思います。よろしくをお願いいたします。

すみません、1つだけ言い忘れました。

最後に、この委員会ですが、ノーネクタイ等の軽装も可としておりますので、そちらについては適宜よろしくをお願いいたします。

あと、コロナウイルス感染症拡大防止のためということで、マスクの着用はぜひお願いしたいと思います。よろしくをお願いいたします。

それでは、市長から御挨拶をお願いいたします。

○市長 おはようございます。

ただいまは委員長のほうから丁重な御挨拶をいただきまして、ありがとうございます。職員の励みになると思います。本当にありがとうございます。

バランスボールの話がありまして、何で上下に揺れてインタビューを受けてみえるのかなという河野大臣の状況がありましたけど、実際に国のほうへ行って環境省なんかを回りますと、皆さん非常にラフな格好でやっぱり仕事をしてみえるという、そういう姿があります。そうした時代がもう来ているのかなというふうに思いましたので、しっかりとそういったことも取り組みながらやっていきたいなと、そんなふうに思っております。

さて、9月1日に9月定例会が開会されまして以来、連日慎重に御審議を賜り誠にありがとうございます。

本日、本委員会に付託されました諸案件は、いずれも市政進展の上で重要な案件でございます。何とぞ慎重に審査をいただきまして、適切なる御議決を賜りますようお願い申し上げます。御挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○委員長 それでは、市長さんは公務のため、この後御退席されますので、

お願いいたします。

それでは、委員会のほうを進めさせていただきます。

本日の委員会の日程ですが、付託されております議案第56号 江南市手数料条例の一部改正についてをはじめ10議案と請願第16号 「消費税インボイス制度の実施中止を求める意見書」の提出を求める請願の審査を行います。

委員会の案件が終わりましたら委員協議会を開催させていただきます。

委員協議会では議題が5つほどありますので、御予定をお願いいたします。

それでは、これより議事に入ります。

審査の順序については付託順により行いますが、請願第16号については午後2時頃を目安に審査をしてまいりたいと思います。その際には、付託順の議案審議、一時中断してこちらの請願に入りたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

委員会での発言については、会議規則第114条において、委員長の許可を得た後でなければ発言することができないと規定されております。質疑・答弁とも簡潔明瞭にお願いし、挙手の上、委員長の指名後に発言していただきますよう、議事運営に御協力いただきますようお願いいたします。

また、委員外議員の発言については、会議規則第117条第2項において、委員会は委員でない議員から発言の申出があったときは、その許否を決めると規定されています。このことから、所属の委員による質疑が尽きた後に、なお議案の審査上、必要のある場合に限り、委員の皆様にお諮りした上で発言の許否を決めてまいりたいと考えておりますので、議事運営に御協力いただきますようお願いいたします。

なお、主幹、副主幹の方は、それぞれ担当の議案のときに出席していただき、その他は退席していただいても結構です。

では、審査のほうに入りたいと思います。

議案第56号 江南市手数料条例の一部改正について

○委員長 最初に、議案第56号 江南市手数料条例の一部改正についてを議題といたします。

それでは、当局からの補足説明がありましたらお願いいたします。

○建築課長　それでは、議案書の28ページをお願いいたします。

議案第56号　江南市手数料条例の一部改正について説明させていただきます。

29ページをお願いいたします。

江南市手数料条例の一部を改正する条例（案）でございます。

参考といたしまして、35ページから48ページに新旧対照表を掲げてございます。

補足説明はございません。どうぞよろしくお願いいたします。

○委員長　これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

○尾関委員　料金改定、手数料条例の改正ということですがけれども、この件は江南市は限定特定行政庁に該当しているということだと思っておりますけれども、県のほうに直接出す市町村もあると思っておりますけど、そこと料金は一緒になっているのでしょうか。

○建築課長　聞き取りをしたところ、県のほうも同額、あと近隣の限定行政庁、限特のほうも料金が同じでございます。

○委員長　ほかに質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

○委員長　では、質疑も尽きたようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

暫時休憩いたします。

午前9時36分　休　憩

午前9時36分　開　議

○委員長　では、休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第56号を採決します。

本案を原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長　御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第57号 江南市下水道条例の一部改正について

○委員長 続いて、議案第57号 江南市下水道条例の一部改正についてを議題といたします。

それでは、当局から補足説明がありましたらお願いします。

○水道部下水道課長 それでは、江南市下水道条例の一部改正について御説明させていただきます。

議案書の49ページをお願いいたします。

議案第57号 江南市下水道条例の一部改正についてでございます。

はねていただきまして、50ページ、51ページには江南市下水道条例の一部を改正する条例（案）を掲げております。

参考といたしまして、52ページから57ページにかけては、江南市下水道条例の一部を改正する条例（案）の新旧対照表を、58ページには概要を掲げております。

また、59ページには別表といたしまして、新旧の使用料算定表を掲げております。

補足説明はございません。どうぞよろしくをお願いいたします。

○委員長 これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

○三輪委員 議案質疑でさんざんいろいろ掛布議員のほうから言いましたけど、ちょっと2点だけ、もう一回確認いたします。

1つは、今3割の方がまだつなげていないということで、その方をやっぱりつないでいただくのが一番最重要課題だと思うんですけども、ちょっとその、どうやってつないでいただくかのところが議案質疑の中でまだはっきり分からなかったもので、どういうふうにつないでいくか、何か秘策があるのか、お伺いしたいのと、もう一つは、これは国からは1立方メートル15円というようなものが、そこに近づけるといってお話もあったんですけども、そこに近づいていないとペナルティーがあるかどうかというのがちょっと議案質疑の中で分からなかったもので。しかしながら、これはやっぱりその各自

治体ごとの特殊事情というのがあると思うんですね。江南市の場合は、本当に下水道を完備する範囲も広いですし、もう時期が遅くて、本当に多くの方は、もう合併浄化槽を造った後に下水が来たので、じゃあどうするのということになっていると思いますので、そこがちょっと、この国の一律の基準をこの江南市に当てはめるといのは、本当にちょっとこれではいかんのじゃないかなというふうに思うんですが、そのペナルティーがあるのかどうかということでお伺いします。

○水道部下水道課長　今の水洗化率の向上に向けましては、これまでも行っておりましたが、まずは各戸別訪問という形で、未接続の方に対して接続を促す啓発活動を行ってまいりたいというふうに考えております。

その中で、先日もちょっと9月10日、下水道の日でございました。江南市のアピタ西のほうのイベントブースで、少しブースを借りさせていただきました。下水道の啓発活動を行っております。そういったことを今後も積極的に力を入れて、まずは未接続の方に接続していただくことが大切かなというふうに考えておりますので、引き続き啓発活動を重点に水洗化率を上げてまいりたいというふうに考えております。

2点目の国からのペナルティーということでございます。こちらのほうにつきましては、国の総務省のほうからですけれども、1立米当たり150円、1か月当たりでいくとおおよそ3,000円ほどということで使用料のほうを見直すべきだということを示されているわけでございます。それでいきますと、2か月で大体の下水道の使用料は6,000円ぐらいということでございます。そもそも論ですね、水道と比較されがちなんですが、下水道事業は先ほど委員からもお話あったように後発事業ということでございます。どうしても水道管の下を潜っていく工事が多いことございまして、そういった補償工事とかそういったことでもありまして、資本的な考え方からしても下水道のほうは水道管に比べて資本費の単価が高くなる傾向がございます。一説によると2倍、3倍の資本費がかかっているというような状況でございますので、こちらのほうも150円という総務省の考え方に基づいて江南市のほうは進めてまいりたいというふうに考えております。

あと、150円にしないとペナルティーということではございますが、一応

令和2年の7月の国交省の通知によりますと、社会資本整備交付金の重点配分の対象とならないというようなことでいきますので、今は社会資本の交付税、国庫交付金が100%の未普及対策でいただいておりますが、こちらのほうが重点配分の対象から外れるということで、以前同様の6割から7割の交付率になる可能性があるというような見解でございますので、よろしくをお願いします。

○委員長　ほかに質疑はありませんか。

○牧野委員　基本的な話なんで、ちょっと僕の勘違いかもしれませんが、今、下水道の原価というのか、出し方がいろいろあると思うんですけど、1立米当たり今現在幾らぐらいで、今度は消費税込みの値上げをして1立米当たりどれぐらい、これは大ざっぱに言って幾らぐらいの単価になるのか、原価と単価と両方聞きたいんですけど。200円とかで出ていたような気がするんですけど。

○水道部下水道課長　令和3年度の決算ベースでお答えさせていただきますと、こちらのほうの江南市の下水道事業の決算書のほうで業務の業務量というところがございまして、こちらのほうの汚水処理原価というものが、今、令和3年度におきましては205.8円、使用料単価が107.3円ということでございまして、こちらのほうの開きがかなりある状況でございます。

○牧野委員　これは今度上げて、それが幾らの販売単価なんですかね。販売単価というのか、何か処理単価というのか、収入単価。

○水道部下水道課長　こちらのほうが令和5年の改定でいきますと135円ということでございます。

○牧野委員　はい、分かりました。

よく分かりました。なかなか150円は国のガイドラインだけれども、もう一回上げますので大体近づくとおもうんですけど、それにしても赤字体質なものですから頑張ってもらわないかんということですが、単純に2か月で40立方メートルを使う人は、大体幾らが幾らになるんですかね。

○水道部下水道課長　こちらのほう2か月で、2か月の現行のほうで3,960円でございます。40立米、2か月でということございまして、令和5年度の改定になりますと5,136円ございまして、令和9年でいきますと5,764円

になる見込みでございます。

○牧野委員　これは、全部消費税込みの今単価ですか。

○水道部下水道課長　こちらは消費税込みでございます。

○牧野委員　はい、分かりました。以上、結構です。

○委員長　ほかに質疑はありませんか。

○三輪委員　もう一回確認ですけど、やっぱりこの時期、令和5年4月に値上げは、もう絶対変わらないことでしょうか。

○水道部下水道課長　こちらのほう、江南市の下水道事業経営戦略からも進めておりますが、改定時期を遅らせますと、後年の要するに支払う改定率が上がったとか、そういったことになってきますので、後年にそういったまた負担を残す形になりますので、今は適正な価格のほうに改正したいというふうに考えておりますので、よろしく願いいたします。

○委員長　ほかに質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

○委員長　質疑も尽きたようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

暫時休憩いたします。

午前9時46分　休　憩

午前9時46分　開　議

○委員長　休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第57号を挙手により採決します。

本案を原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○委員長　挙手多数でございます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第58号　江南市水道事業給水条例の一部改正について

○委員長　続いて、議案第58号　江南市水道事業給水条例の一部改正についてを議題といたします。

それでは、当局から補足説明がありましたらお願いします。

- 水道部長兼水道事業水道部長兼水道事業水道部水道課長 議案第58号について御説明申し上げますので、議案書の60ページをお願いいたします。

議案第58号 江南市水道事業給水条例の一部改正についてでございます。

61ページ、62ページには江南市水道事業給水条例の一部を改正する条例(案)を掲げております。

63ページから65ページには江南市水道事業給水条例の一部を改正する条例(案)の新旧対照表を掲げております。

補足説明はございません。どうぞよろしくをお願いいたします。

- 委員長 これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

- 委員長 質疑もないようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

暫時休憩いたします。

午前9時48分 休憩

午前9時48分 開議

- 委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第58号を採決します。

本案を原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 委員長 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第60号 令和4年度江南市一般会計補正予算(第7号)

第1条 歳入歳出予算の補正のうち

経済環境部

都市整備部

の所管に属する歳出

○委員長 続いて、議案第60号 令和4年度江南市一般会計補正予算（第7号）、第1条 歳入歳出予算の補正のうち、経済環境部、都市整備部、水道部の所管に属する歳出を議題といたします。

なお、審査方法ですが、各課ごとに審査したいと思いますので、よろしくお願ひいたします。

最初に、都市整備部防災安全課について審査をします。

当局から補足説明がありましたらお願ひいたします。

○都市整備部長兼危機管理監 このたび、ちょっと防災安全課の職員が体調が悪いということで、ちょっと休ませていただいております。申し訳ございません。

私のほうからちょっと説明をさせていただきます。

議案第60号 令和4年度江南市一般会計補正予算（第7号）のうち、防災安全課が所管する補正予算につきまして御説明をさせていただきます。

歳出について説明させていただきますので、議案書の82ページ、83ページをお願ひいたします。

最下段、2款1項8目防災安全費で、説明欄にあります防災センター維持運営事業で60万円、その下、防災行政無線維持管理事業で17万8,000円、その下、通信ネットワーク事業で94万1,000円、その下、交通安全施設管理事業471万4,000円の増額補正をお願ひするものであります。

続きまして、1枚はねていただきまして、84ページ、85ページをお願ひいたします。

こちらも防災安全費で、説明欄にあります防犯対策事業で5万9,000円の増額補正をお願ひするものでございます。

特に補足説明はございません。どうぞよろしくお願ひいたします。

○委員長 これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

○中野委員 すみません、1点だけ。

ちょっと部長さんなんでちょうどいいなあと思ってあれなんですけど、ここに防災行政無線が入ってしまして、ちょっと故障で今止まっているという状況で、これから長尾さんとか、大藪議員もいろいろ一般質問の中で、今後、

方向性とか岐路とかどうという形になっていくと思うんですけども、これは今後、方針的にどうなっていくのか。

これは状況的に何かアンケートを取ってしてやっていくのか、どういう形でこれを進めていくのか、ちょっとお聞きしたいんですけども。

- 都市整備部長兼危機管理監 現在、不具合を起こしておりますけれども、もともと今の防災行政無線のスピーカーが聞き取りにくいという話がございます。あと、やはりこの無線を維持していくのにかなりお金がかかるということも課題の一つであります。

そして、やはりこの防災スピーカーをなくした場合どうなるかといいますと、やはり今のスマートフォンを持っていらっしゃる方はいいんですけど、持っていない方がやはりどのようにして情報を伝達していくかということが課題となっておりますので、その辺りを総合的にちょっと今検討しておる段階でありまして、その内容につきましては、今後、全員協議会などの議会を通して皆さんと御協議させていただきながら決めていきたいと思っております。

- 中野委員 その辺の時期的なもの、今このまま9月になって10月になって、台風がこれからあって、いろいろ防災無線というところになったと思うんですね。

今、この間、一般質問の中で、その代替策は何かあったと思うんですけども、このままほかっておくわけにはいかんと思うんですけど、あまり長い時間こういう状態でもいけないと思うんですけど、その辺の時期的なものはどう考えているのか。

- 都市整備部長兼危機管理監 現在、その不具合となった原因は、まだその委託業者が調べている最中で、まだ結果の報告を聞いておりませんが、その結果の報告によりまして、やはり今のシステムではもう使い物にならないということであれば、やはり早急に対応する必要あると思いますので、その辺りは議員の皆さんの声を聞きながら決めていきたいと思っておりますが、時期につきましては、その報告書が上がってどれぐらいでそういった判断ができるかというのは、もうちょっとまだ今のところめどが立っておりませんが、早急に対応していきたいと考えております。

- 中野委員　あとざっくり、これを修繕して使っていこうと思うとどれぐらいの費用がかかるのか、何千万円単位なのかなあとちょっと想像なんですけど、本当にざっくりでいいんですけど。
- 都市整備部長兼危機管理監　現在の受信機が更新をしようとする、たしか6,000万円かかるというふうに聞いております。ただ、まだそのほかにもまた維持管理していくお金が必要となりますので、その辺り総合的に考えなきゃいけないというふうに考えております。
- 中野委員　ありがとうございます。
- 委員長　ほかに質疑ありませんか。
- 鈴木委員　ちょっと確認で補足のために、今、防災無線とかじゃなくて外のあるやつだとおっしゃられたんですけど、関連して防災ラジオ、これも連動しておるということでよろしかったんかね、今の。
- 都市整備部長兼危機管理監　はい、防災ラジオにも情報が伝わるようになっておりますけど、当時、たしかセンターへお貸ししたというふうに聞いております。
- 鈴木委員　実は防災ラジオ、うちも頂いてつけておるんですが、少しやっぱり古くなってきているところも古くなってきているんですが、今言った、中野委員もあつたんですが、今6,000万円更新するのにかかるということも含めて、総合的に、それは何か大体、多分あるのは、もしその6,000万円、これを修理して復旧させる。そのままおいてはいかんということも事実ですので、災害シーズンはいつ来るか分かりませんので、そういうことを含めて、従来あるそうしたこの防災無線に係る設備も含めて既に市民の方に供与している部分、それをどうしていくかということ、一度何が一番効果的なのかということ、これを総合的にちょっと勘案して、速やかに対応していただきたいと思っております。
- 委員長　要望ということよろしいですかね。
- 鈴木委員　その点どうですか。ごめんね。
- 都市整備部長兼危機管理監　やはり、情報が本当に伝わりにくい方をどうやって対応していくかというのは肝腎なところでありまして、他市町では確かにタブレットだとか機械を渡すという方法もあるんですけども、その辺

りはやはり費用もかかることでございますので、その辺り、ちょっと総合的に考えなきゃいけないというふうに考えております。

○委員長　ほかに質疑はありませんか。

○大藪委員　まず2点だけ確認です。

去年、おととしと防災安全課と話の中で、この後、この同報無線の関係でいうならば、高精度スピーカーへの交換とか無停電装置の更新という話をちらっと聞いたんですが、これはやられる予定なんですか、現在。どうでしょうか。

○都市整備部長兼危機管理監　スピーカーについては、まだ耐用年数が来ていないというふうに聞いておりますけれども、聞き取りにくいということで高精度のスピーカーについても検討しなきゃいけないと考えておりますが、時期はちょっとまだ先だったと思います。

○大藪委員　先にいろいろと今度検討しなきゃいけないということで、今、例えば高性能のスピーカーに変えたりとか、現在まだ使える無停電装置であるならば、少し延命していただいて、その間にきちっと検討していただくことが賢明ではないかなと思います。

あわせて、私、議員になって初年度、2年度と日本全国のいろんな行政でコミュニティFMの関係を見てきていますけれども、やはりさっき言った防災無線も含めて、そういった緊急の受信もできるラジオ等を導入している、例えば富士市とかやっているんですけれども、も併せてまちづくり系でも利用できますので、しかも年間のランニングコストが、せいぜいよくいって二、三千万円、非常に安いと私は見ているので、そういった方向の検討もぜひともお願いしたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。以上です。

○委員長　今は要望ということでよろしいですね。

○大藪委員　はい。

○委員長　ほかに質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○委員長　質疑も尽きたようでありますので、続いて、土木課について審査をします。

当局から補足説明がありましたらお願いします。

○土木課長 議案第60号 令和4年度江南市一般会計補正予算（第7号）のうち、土木課が所管する補正予算につきまして御説明申し上げます。

歳出について御説明申し上げますので、議案書の104ページ、105ページの中段をお願いいたします。

8款土木費、2項道路橋りょう費、1目道路橋りょう費でございます。

1目の道路橋りょう費に1億26万8,000円の増額補正をお願いするものでございます。

105ページの説明欄をお願いいたします。

道路維持管理事業といたしまして26万8,000円の増額補正を、また道路側溝・舗装等整備事業といたしまして1億円の増額補正をお願いするものでございます。

補足説明はございません。御審議のほど、どうぞよろしくをお願いいたします。

○委員長 これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

○中野委員 1点だけ。

まず当初予算のほうの2億円の大体執行率というかどれぐらいで、1億円これから補正で組むわけですけれども、どれぐらいのもう予定が立っているのか、ちょっと1点だけお聞きしたいんですけど。

○土木課長 当初の2億円分の執行率につきましては、現在約1億6,900万円分、84.5%の執行率になっております。

また今後、補正がお認めいただけましたら、地元要望を聞き取りして箇所を決めていきたいなと思っております。

○中野委員 最終、じゃあ3億円に届くというような感じになるんですね。この1億円足せば。

○土木課長 そのとおりでございます。

○委員長 ほかに質疑はありませんか。

○鈴木委員 ちょっと確認で、今非常にこの夏場、暑くて草が育ちましたので非常に伸びが早いんですが、道路管理の中で、ああいった路側だとか、あるいは歩道のああいった草刈り管理って、大体今定期的に前も聞いたような

スケジュールでやっておると思うんですけども、その予算なんかもこの中に含まれてくるんですか、こういう道路補修の中に。

○土木課長　この予算には含まれておりません。草刈りの歩道のある道路の草については、道路清掃委託でシルバー人材センターとかに委託しておりますし、舗装していないような道路の草刈りについては、道路草刈り委託のほうで対応しております。

○鈴木委員　じゃあ、今聞くと、全然この予算からは流用できないという認識になっちゃうわけですね。

○土木課長　そのとおりだと思っております。

○鈴木委員　ということやね。なぜそういう質問したかということ、確かに本当に今、いろんなシルバー人材センターだとか、いろんな事業者に年何回ということ組んでやってみえるし、なかなか人材もないということらしいんですけども、それで、これだけちょっと今激しいですので、もし、本当に執行率の今話をされておったけれども、少しでも、ちょっと目立って交通障害になりかけておるところもあるので、全部やれとは言いませんけれども、特に交差点、それから本当に自転車通行で障害になるところ、そういうところを、できたら少し追加措置をしてもらえる予算があればなあということで、今ちょっと確認をさしあげた次第ですので、分かりました。

○委員長　答弁は特に求めなくてよろしいんですかね。

○鈴木委員　答弁はいいですよ。

○委員長　では、要望ということでさせていただきます。

ほかに質疑はございませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○委員長　質疑も尽きたようでありますので、続いて、都市計画課について審査をします。

当局から補足説明がありましたらお願いします。

○都市計画課長　それでは、都市計画課所管の一般会計補正予算につきまして御説明を申し上げます。

歳出につきまして御説明申し上げますので、議案書の96ページ、97ページをお願いいたします。

上段の3款2項4目児童遊園費に20万1,000円の補正増をお願いするものでございます。内容につきましては、右側説明欄を御覧いただきますようお願いいたします。

ページをはねていただきまして、106ページ、107ページをお願いいたします。

上段の8款4項3目公園緑地費に125万6,000円の補正増をお願いするものでございます。内容につきましては、右側説明欄を御覧いただきますようお願い申し上げます。

補足して説明はございません。御審議のほどよろしくをお願いいたします。

○委員長　これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

○中野委員　1点だけ。

児童公園とこっちの公園のほうなんですけど、今もうLEDのほうって大分進んでいるんですかね、この交換率というか。結構この金額がまあまあの光熱費でかかっているなと思うと、前の蛍光灯だとかというのが黒ずんできてぼやっとして何か気持ち悪いなというのはあるので、LEDのほうがその辺は美観もいいし景観もあれかなと思うんですけど、交換の進捗はどうなっていますか。

○都市計画課長　今のところ計画的にLED化は進めていなくて、いわゆる切れた場合の修繕の中でLED化をしたというのは多少あるんですけども、ほぼLED化はされていないというのが現状でございます。

○中野委員　よろしくをお願いします。

○委員長　要望ということで。

ほかに質疑ありませんか。

○大藪委員　他の行政になるんですけども、今回こういった電気光熱費とかの高騰にあって、例えば公園ですとか、今までは24時間ずうっと電気をつけっ放しだったとか、そういった部分についても、例えば夜になりますと看板などで、何時までは電気つけますけど、その後は少々節約させてもらいますみたいな感じでやっている行政もあると聞きました。

江南市では、今は多分ずうっとつけていると思うんですけど、この後何か

御検討などはやられるんですかね。それだけ聞きたいです。

- 都市計画課長　　そうですね、今のところそういった考えはないんですけれども、現状を申し上げますと、場所によって、例えば住宅が近いところとかそういったところはやっぱり明る過ぎるんですね、夜。困るというようなところで、そういった時間帯を調整しているところとかはあります。

あと、例えば尾北自然歩道とか、ああいったところは特に周りに家とかないもんですから、そういったところは暗くなると感知してついてというふうになっていますので、ずうっとつけっ放しの状態です。今、大藪委員がおっしゃられるような、そういったところについての調整というのもちよっと検討したいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

- 大藪委員　　NHKのニュースもかなり暗くなってきましたので、ぜひともその辺の御検討のほどもよろしく願いします。要望です。以上です。

- 委員長　　ほかに質疑はありませんか。

[挙手する者なし]

- 委員長　　質疑も尽きたようでありますので、続いて、経済環境部環境課について審査します。

当局からの補足説明がありましたらお願いします。

- 環境課長　　それでは、環境課所管の補正予算につきまして御説明いたしますので、議案書の100ページ、101ページの下段をお願いいたします。

4款2項1目清掃費で清掃施設維持運営事業において、電気使用料に不足を生じることから109万8,000円の増額補正をお願いするものでございます。

以上でございます。補足説明はございません。よろしく願いいたします。

- 委員長　　これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

- 委員長　　質疑もないようでありますので、続いて、商工観光課について審査します。

当局から補足説明がありましたらお願いします。

- 商工観光課長　　それでは、議案第60号 令和4年度江南市一般会計補正予算（第7号）のうち、商工観光課が所管する補正予算について御説明申し上げ

げます。

歳出について御説明させていただきますので、議案書の102ページ、103ページをお願いいたします。

102ページ、103ページの上段、5款1項1目労働費、説明欄のすいとぴあ江南指定管理事業（新型コロナウイルス感染症対策）で1,381万1,000円の増額をお願いするものでございます。

はねていただきまして、104ページ、105ページをお願いいたします。

104ページ、105ページの上段、7款1項1目商工費、説明欄の江南市民花火大会補助事業で258万2,000円の増額をお願いするものでございます。

補足説明はございません。どうぞよろしくをお願いいたします。

○委員長　これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

○中野委員　まずちょっとすいとぴあのほうの補填のほうのちょっと内訳を教えてくださいませんか。この文化会館も90何万円ついているんですけども、それに比べてかなり高額で、去年もたしか2,000万円ぐらいの補填のやつがあったと思うんですね。かなりそういう面でいくと、すいとぴあがかなり高額なんで、まず内訳をお願いします。

○商工観光課長　まずこちらのすいとぴあ江南でございますが、初めに、指定管理者支援金として622万円でございます。こちらは、令和3年度に愛知県が営業時間の短縮要請をしております、これにすいとぴあ江南が応じておりまして、これに対する県からの感染防止対策協力金1,244万円が交付されております。こちらのほうですけれども、すいとぴあ江南、こちらの協力をいただいておりますが、それでも全体的に営業時間の短縮、そして利用者減の影響が大きいということで、県からの支援金の2分の1に相当する額を支援させていただくものでございます。

そして、もう一つ、原油価格等高騰対策支援金759万1,000円でございます。こちらは、すいとぴあ江南で行っております光熱費のうち、電気料金、そしてガス料金の高騰分に対し支援金としてお願いするものでございます。

○中野委員　特別ちょっとすいとぴあだけが何か毎回高額だなあという印象があるんですけども、ここだけこんなに高額になる理由というのは、ちょ

っと分かればお聞きしたいんですけれども。

- 商工観光課長　今回、愛知県の時間短縮の協力金として県のほうからは1,200万円ほど支援金のほうをいただいておりますが、こちらに関しましては、やはり施設の規模に応じてそれに相当する金額を県のほうで算定していただいて交付をいただいております。

こちらの県の協力金でございますが、大規模施設1,000平方メートルを超えるような施設に対して時短要請に関わった際に協力金をいただけるもので、これに応じてすいとぴあ江南での補填額が大きかったというふうに考えております。

- 中野委員　ちょっとすいとぴあの運営の収支報告書をちょっと見たことあるんですけれども、レストラン事業で何か300万円の、ごめんなさい、ちょっと金額がはっきり記憶していないんですけれども、300万円か400万円の売上げに、支出を何か五、六百万円ぐらい、かなり大きな赤字を生んでいる部分もあったり、かなりここはミスマッチというか、ちぐはぐな部分が結構あって、これは企業としての努力も必要じゃないのかなあと思うんですけど、前の委員会でも申し上げさせていただいて、例えば人件費をちょっと削減するなりとか、いろんなそういう企業の努力も必要だと思うんですけど、その辺のことは市から何かこう、提言したりいろいろすることはあるんですかね。

- 商工観光課長　運営委員会のほうからもいろいろ御意見いただいております。その中で市のほうからも要望のほうを出させていただいております。

- 中野委員　そういう面でいくと、なかなか改善が図られていないというのが実情かなあと思うんですけれども、提言してもなかなか改善していかなければあまり意味がないと思うんですよ。本当に抜本的な何か改善が必要だと思うんですが、なかなか市のほうからは難しい部分もあると思いますが、その辺ももうちょっとしていかないと、かなりやっぱり金食い虫になっているのは現実なので、その辺はちょっとよろしく願います。要望だけ願います。

- 委員長　ほかに質疑はありませんか。

- 鈴木委員　今の関連した質問になるんですけれども、これ1点確認させてもらいたいのは、これは対象期間ですね、さっきの県の一定の自粛というか、

そういうコロナ禍での対応ということで、これの対象となっておる期間ですね、この期間と、それからもう一つ、こうした積算する根拠ですね。この根拠は、先方が、すいとぴあ側のほうから出してきた金額なのか、もうこちらがあらかじめその申請したもので、ちょっとその付近、こうした金額になるということの積算根拠、これについて教えてもらえるかな。

○商工観光課長　　まず県の感染防止対策協力金でございますが、まずこの協力金の対象期間といたしましては、5月12日から6月20日、そして、8月8日から26日までと8月27日から9月30日までの期間でございます。

積算に関しましては、県の基準に基づいてすいとぴあ江南で算定し、県の指示に基づき算定させていただいております。主に営業時間がおおむね2時間ほど短縮になっておりますので、それに応じた金額が積算されたものでございます。

○鈴木委員　　さっき県からは1,200万円ぐらいの支援金があったよということで、この内訳を見ると、この指定管理者支援金というものと原油価格高騰対策支援金という、これが県が言う自粛ということとちょっと違う意味だと思うんですが、ちょっと読み方が違っておったら申し訳ないんですが。

○商工観光課長　　原油価格の高騰に関しましては、今年度原油価格の高騰に対応するものであり、こちらの原油価格高騰対策支援金759万1,000円に関しましては、自粛、営業時間短縮とは別物でございます。

○鈴木委員　　そうすると、今し方の説明だと、自粛に関してその1,200万円出たというような雰囲気を取れるんですが、そうすると、この759万1,000円も合わせて出せたということですか、そこの中から。これ、ちょっとその辺りの整合性が。要するに、自粛したことによって売上げが減る、それで損害を受けたやつを一定の自粛を県のほうに申請した分、その分を積算して出しましたよというお話になるわけですが、ただこの今の原油価格高騰対策支援金というのについては、その判定基準とは違うものだという気がするんですが、どうなんですか、その点は。

○商工観光課長　　まずこの指定管理者支援金、こちらは、まず令和3年度の時間短縮営業に対する県の支援金の上乗せとしての支援金でございます。そして、原油価格高騰に関しては令和4年度、今年度の原油価格高騰に対し支

援をするものでございます。

○鈴木委員　　ちょっとしつこいようで恐縮です。

先ほど5月12日から6月20日までの自粛の対象としたもんだと。それから8月8日から8月26日のしたものであるという御説明からすると、今言った御説明では少し整合性がないと思うんですが、どうでしょうか。

○商工観光課長　　先ほど申しました期間というのは令和3年度でございます。すみません、説明がちょっと不足しておりまして、令和3年度の時間短縮の期間に対するものでございます。

○鈴木委員　　ということは、まだ今後またこういったこともあり得るということやね。ちょっとそれ以後、どういった県が対策をしているか、ちょっと私も精査していないんですが、令和4年度以降についての対応というのはまだ分かりませんが、今後もうこうしたことも含めて、要するにこれは、すいとびあさんのほうからそういったことで自粛しましたということを受けて、こちらが積算して、お渡ししますよという流れですね。向こうのほうからカウントして計算して出されたもんじゃないわけですね、これ。

○商工観光課長　　令和3年度の受給につきましては県からの要請などで時間短縮を行ったもので、その県からの要請に対して短縮したことによって県からの協力金をいただいたものでございます。

○鈴木委員　　分かりました。そういうことであれば。ただ言えることは、こういったもし県から今回こういうふうにあったわけですけど、今後、そういった県からの自粛がないけれども、これぐらい出たときを含めて、やっぱりその事業者を含めて、先ほどありましたけど、ちょっとしっかりと精査していただいて、どういったところにこういったマイナスが出る大きな要因があったのかということも含めて、一応また御検証願えればと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。以上です。

○委員長　　ほかに質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○委員長　　堀議員から本件に関して、委員外議員としての発言したいとの申出がありますが、会議規則第117条第2項の規定により発言を許可することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長 御異議もないようでありますので、委員外議員としての発言を許します。

○堀議員 すみません、江南市民花火大会の補助金で258万2,000円の補助金がついておるんですが、二、三日前から、もう実は重機が入ってね、ブルドーザーやらグレーダーやら入って整備をしてみえるんですね。その中で、聞くところによると、花火の実行委員会の土木関係の皆さんが半分ボランティアというような形でやってみえるということを聞きました。大変御苦労さまなことをごさいますてありがたいんですが、このボランティアがなかった、いわゆる協力体制がなかった場合には、この駐車場整備にどれぐらいの金額がかかりますかな、ちょっとお聞きしたい。

○商工観光課長 こちらの今回補正をお願いしている258万2,000円でございますが、こちらは今、堀議員のほうからもありましたように、実行委員の方々、またその協力事業者の方のボランティア等により縮減をしていただいたものでございます。

こういったボランティアがなく、通常の前算をした場合どうなるかということも参考として数字のほうをいただきまして、それでいきますと、全体の事業費でおよそ前算額で540万円ほど。このうち、今回ももともと花火大会の実行委員会の方が30万円ほど前算を持っておりましたので、追加をもしした場合には510万円ほどの費用が必要になったというふうに考えております。

○堀議員 ありがとうございます。ということは、約250万円ほどこの協力がなかったらかかったということでもありますので、花火実行委員会の方々に、くれぐれもお礼と感想の気持ちを市長と併せて申し上げていただきたいと思います。だから、本当に御苦労さまですよ、昨日もおとついても実は現場を見ておりますと、こんな暑い中に大変です。ですからその点、ひとつ要望としてお願いしておきます。以上です。

○委員長 要望として受けておきます。

ほかに質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○委員長 質疑も尽きたようでありますので、続いて、農政課について審査

をします。

当局から補足説明がありましたらお願いします。

- 農政課長　それでは、議案第60号　令和4年度江南市一般会計補正予算（第7号）のうち、農政課が所管する補正予算につきまして御説明申し上げます。

歳出につきまして御説明させていただきますので、議案書の102ページ、103ページをお願いいたします。

中段、6款1項1目農業費、説明欄、江南市土地改良区施設維持管理補助事業で241万4,000円の補正をお願いするものでございます。

補足説明はございません。よろしくをお願いいたします。

- 委員長　これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

- 委員長　質疑もないようでありますので、続いて、水道部下水道課について審査をします。

当局から補足説明がありましたらお願いします。

- 水道部下水道課長　令和4年度江南市一般会計補正予算（第7号）のうち、水道部下水道課所管の一般会計に関わる補正予算について御説明させていただきます。

歳出について御説明いたしますので、恐れ入りますが、議案書の106ページ、107ページ中段をお願いいたします。

8款6項1目下水道費は、下水道事業会計への繰出金でございます。

内容につきましては、107ページの説明欄を御覧いただきますようお願いいたします。

下水道経営事業において、繰出金として109万2,000円の増額補正をお願いするものでございます。詳細につきましては、後ほどの議案第64号　令和4年度江南市下水道事業会計補正予算（第1号）で御説明させていただきたいと思っております。

補足説明はございません。御審議のほどよろしくをお願いいたします。

- 委員長　これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○委員長 質疑もないようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

暫時休憩いたします。

午前10時24分 休 憩

午前10時24分 開 議

○委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第60号を採決します。

本案を原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第63号 令和4年度江南市水道事業会計補正予算（第3号）

○委員長 続いて、議案第63号 令和4年度江南市水道事業会計補正予算（第3号）を議題といたします。

それでは、当局から補足説明がありましたらお願いします。

○水道部長兼水道事業水道部長兼水道事業水道部水道課長 それでは、議案書の139ページをお願いいたします。

議案第63号 令和4年度江南市水道事業会計補正予算（第3号）について御説明させていただきます。

補正予算といたしまして、収益的収入及び支出の補正予定額を定めております。

補正予算に関する説明書といたしまして、140ページから143ページに補正予算実施計画、予定キャッシュ・フロー計算書、予定貸借対照表を掲げております。

144ページ、145ページをお願いいたします。

補正予算の事項別明細書といたしまして、収益的収入につきましては、1

款 2 項 4 目消費税及び地方消費税還付金を掲げております。

収益的支出につきましては、1 款 1 項 1 目原水及び浄水費を掲げており
ます。

内容につきましては説明欄を御覧いただきますようお願いいたします。

補足説明はございません。どうぞよろしくをお願いいたします。

○委員長 これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○委員長 質疑もないようでありますので、これをもって質疑を終結いた
します。

暫時休憩いたします。

午前10時26分 休 憩

午前10時26分 開 議

○委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第63号を採決します。

本案を原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されま
した。

議案第64号 令和4年度江南市下水道事業会計補正予算（第1号）

○委員長 続いて、議案第64号 令和4年度江南市下水道事業会計補正予算
（第1号）を議題といたします。

それでは、当局から補足説明がありましたらお願いします。

○水道部下水道課長 それでは、議案書の147ページをお願いいたします。

令和4年議案第64号 令和4年度江南市下水道事業会計補正予算（第1
号）について御説明させていただきます。

補正予算といたしまして、資本的収入及び支出の補正予定額を定めており
ます。

補正予算に関する説明書といたしまして、148ページから151ページに補正予算の実施計画、予定キャッシュ・フロー計算書及び予定貸借対照表を掲げております。

はねていただきまして、152ページ、153ページの補正予算の事項別明細書をお願いいたします。

上段の資本的収入につきましては、1款3項1目他会計負担金を掲げております。

下段の資本的支出につきましては、1款1項4目雨水施設整備費を掲げております。

内容につきましては、右側の説明欄を御覧いただきますようお願いいたします。

補足説明はございません。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○委員長　　これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

○三輪委員　　すみません、この特別調査委託料109万円というのがあるんですけど、今この時期というか補正でこれを出してきた訳というか、この時期にこれが要ることになった理由を教えてください。

○水道部下水道課長　　こちらのほうですが、令和5年度から整備を予定しております古知野高校雨水貯留施設の整備工事の積算に当たりまして、国と県から提供を受けている単価とか物価資料とかに掲載されていない建設資材につきまして、市場取引価格の実態調査によって設計単価を決定する必要性があるから建設資材の特別調査の委託を行うものでございまして、こちらのほうですね、どうしても渇水期のほうで工事を行わないと、どうしても6月以降とかの出水期になりますと、どうしても工期が取れなくなってしまうということでございまして、一刻も早く工事のほうを発注手続を行いたいというふうに考えておりまして、今年度中の設計単価、価格のほうを決定させていただきまして、来年度、早期発注のほうに向けて考えていきたいというふうに考えておりますので、お願いします。

○委員長　　ほかに質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○委員長 質疑も尽きたようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

暫時休憩いたします。

午前10時30分 休 憩

午前10時30分 開 議

○委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第64号を採決します。

本案を原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

ここで暫時休憩に入ります。

午前10時30分 休 憩

午前10時43分 開 議

○委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

**議案第65号 令和3年度江南市一般会計歳入歳出決算認定について
のうち**

経済環境部

都市整備部

水道部

の所管に属する歳入歳出

○委員長 続いて、議案第65号 令和3年度江南市一般会計歳入歳出決算認定についてのうち、経済環境部、都市整備部、水道部の所管に属する歳入歳出を議題といたします。

なお、審査方法ですが、歳入歳出一括で各課ごとに審査したいと思いますので、よろしくお願いいたします。

最初に、経済環境部商工観光課について審査をします。

当局から補足説明がありましたらお願いします。

○商工観光課長　それでは、議案第65号　令和3年度江南市一般会計歳入歳出決算認定のうち、商工観光課の所管について御説明申し上げますので、令和3年度一般会計歳入歳出決算書及び附属資料を御覧ください。

初めに、歳入でございます。

56ページ、57ページをお願いいたします。

中段の14款1項4目1節労働使用料でございます。

はねていただきまして、68ページ、69ページをお願いいたします。

中段の15款4項6目1節商工費交付金でございます。

次に、72ページ、73ページをお願いいたします。

上段の16款2項5目1節商工費補助金でございます。

次に、78ページ、79ページをお願いいたします。

中段の19款1項1目1節基金繰入金のうち、備考欄、商工観光課分、江南市ふるさと応援事業基金繰入金でございます。

次に、80ページ、81ページをお願いいたします。

中段の21款3項1目1節貸付金元利収入でございます。

次に、82ページ、83ページをお願いいたします。

中段の21款5項2目11節雑入のうち、備考欄、商工観光課分、建物総合損害共済災害共済金のほか4項目でございます。

続きまして、歳出でございます。

230ページ、231ページをお願いいたします。

下段の5款1項1目労働費につきましては、備考欄、就業相談等運営事業から、232ページ、233ページ上段、すいとぴあ江南維持運営事業まででございます。

次に、240ページ、241ページをお願いいたします。

中段、7款1項1目商工費につきまして、備考欄、人件費等から、はねていただきまして、244ページ、245ページの下段、観光推進事業まででございます。

補足説明はございません。よろしくをお願いいたします。

○委員長　これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

○三輪委員 すみません、243ページの中小企業の利子補給とかの資金融資というのがあるんですけども、これがもともとのと臨時のと2種類ずつあるんですけども、ちょっとその理由を教えてください。

○商工観光課長 まず利子補給でございますが、通常の制度と臨時制度がございます。通常制度につきましては、融資金額が200万円以下で、かつ融資期間3年以上の融資を受けた方が当初6か月間の利子の支払いを遅滞なく完了した場合に、その6か月間の利子の全額を補助するものでございます。

臨時の利子補給でございますが、こちらは融資金額750万円以下の部分について、最近3か月の月の平均売上げが前年または前々年度月の月の平均売上げに比べ10%以上減少しており、かつ融資金額が3年以上の融資を受けた方が当初6か月間の利子の支払いを前期分とし、7か月目から12か月までの6月を後期分として利子の支払いを遅滞なく完了した場合に、その1年間の利子全額を分割して補助するものでございます。

違いといたしましては、臨時の利子補給が10%売上げの減少、こういったものが該当された方に対し、追加で臨時の利子補給を行ったものでございます。

○三輪委員 結局、これはコロナで売上げが減ったところが多いということで、この令和3年度特別というか、そういう状況のものなのか、こういうものはこれからもあるのか、お聞きします。

○商工観光課長 こちらの上げさせていただいておる臨時利子補給に関しては、これは以前から行わせていただいているものでございます。

○委員長 ほかに質疑はありませんか。

○牧野委員 241ページ、この人件費が下がっている大きな要因は何ですか。コロナ対策ですか、これは何ですかね。

○商工観光課長 もともと企業誘致グループがございましたが、人事異動により全体の職員が減員になりましたので、人件費のほう下がっております。

○牧野委員 分かりました。誘致グループの人件費が正常に戻ったってことですね。

その下の創業支援事業なんですけれども、この分で上がった要因をお願い、説明してください。

○商工観光課長　こちらの創業支援事業でございますが、市内で新たに事業を開始された方に対して、その事業所の借り上げ家賃や開業に関する開設費用を補助させていただくものでございます。これに関しましては、令和元年のときは1件の対象でございましたが、令和2年には2件、そして令和3年には5件というふうに要望が増えておりまして、それに伴いまして事業費のほうも増額させていただいております。

○牧野委員　全体の数が増えたということなのか、大型物件があったということなんでしょうか。

○商工観光課長　これは件数で補助させていただいておりますので、大型物件というわけではなくて、件数が、創業をされた方が増えたということでございます。

○牧野委員　はい、分かりました。

これって成果報告書に載っていましたかね。

○商工観光課長　成果報告書の168ページに創業支援事業というふうには上げさせていただいております。こちらのほうの事業実績の後段のところでございますけれども、江南市内で新たに起業する市民に対して事業所の賃借料や事業所の開設費用について、補助対象経費の2分の1以内の額を交付する創業支援補助制度により、令和3年度は事業者の開設として2件、そして賃借料として3件の補助金を交付したというふうに上げさせていただいております。

○牧野委員　いや、私、この成果報告書の169ページは大きな企業誘致のことが出ているんだけど、増えた割には、この明細まで要らないんだけど、件数や何かがこれでは分からないよね。分かりますかね。

○商工観光課長　こちらはもともと創業支援のほうですけど、こちらはどちらかというと、個人とか小さな法人を対象にした事務所の開設になりますので、件数のみを上げさせていただいております。

169ページの企業誘致、こちらは主に安良地区への誘致の実績のほうを上げさせていただいております。

○牧野委員　分かります。分かっているんだけど、これは結構増えているんでいいことなんで、3年間ぐらいでどこかでまとめて、この支援制度の企業

の設備投資とかに対する補助金なんだけど、非常にこれは増えていていいことだと思っていますので、どこかでまとめて表でも作ってもらいたいなと思っています。これは要望です。以上です。

○委員長　ほかに質疑はありませんか。

○中野委員　成果報告書の160ページなんですけれども、商工業の活性化と企業誘致の推進というところで、これは下の成果要因分析と施策の課題などというところが下のほうに文言があるんですけれども、これは中小企業を目的とした具体的な施策を検討していく必要があるというような形なんですけど、これは令和2年の成果報告書を見ても、この文言はほとんど一緒なんです。これは具体的な施策として、これはどういう検討がされているのか。これは令和2年も令和3年も一番下の文言を見るとほぼ一緒なんです。全く進捗していないなという印象があるんですけれども。

○商工観光課長　中小企業の振興ということで中小企業振興会議というのを設立させていただきまして、その中で事業者の方たちがどのようなことに困っているかということ意見をいただきまして、今年度からでございますが、中小企業振興補助金というものを設立させていただいております。こちらは中小企業の方が人材確保のために、いろんな人材募集の説明会等、就職説明会等に参加するための費用を補助させていただくものでございます。

○中野委員　成果報告書の170ページのほうで商工業補助事業、こちらのほうの下で、中小企業では人材確保や事業継承など課題が深刻化、かなり深刻化しているんで、この辺具体的な対応が必要だというふうに記載されているんですけど、これは具体的な何か取組があったりするんですか。

それで、令和4年度の予算を見ると、結構これは令和3年度の予算は190万4,000円だったんですけど、令和4年度は240万円ぐらい増額されていて、ただ執行率が六十何%というまあまあ低くて、予算を上げて、なかなかその改善というか進捗がしていかないと、予算を上げたところであまり意味がないのかなあという気がするんですけど、そこら辺の対応策とかをどう考えていらっしゃるかなと思って。

○商工観光課長　人材確保につきましては、先ほど申し上げました振興会議のほうでいただいたものを反映して人材確保の補助金を新たにつくらせてい

ただいております。そして、事業費のほうですけど、今回主に商店街の方たちへの街路灯の補助ですとか、商工会議所でやっております商工活性化推進協議会、あるいは工業振興対策協議会等がございますが、こういったものに対する補助金等があります。

令和3年度に関しましては、それぞれ事業のほうが行われなかったことから補助金のほうを支出していないことから、支出のほうが少し低迷しているということになっております。

- 中野委員 ありがとうございます。
- 委員長 ほかに質疑はございませんか。
- 鈴木委員 ちょっと確認というか、ちょっとまだ今コロナ禍ということで続いていますので、その意味で含んでちょっと聞きたいんですけど、昨年度やったプレミアム商品券の予算で2億9,000幾らというのがあったと思うんですが、決算書、これを見ると243ページ。これはコロナ対策で、ほかにもいろいろあるんですが、一番大きいのは、やっぱりこの中小、商売されている方も含めて2億9,000万円。まず、これのそもそもこの経済効果がどれぐらいあったかということと、それからこうしたことによって何か、ここに成果報告書を見ているとそういうのがないもんだから、ちょっとあえてお聞きしたいんですけど、どこかありますか、成果報告書に、これ。このプレミアム商品券とかこういった。
- 商工観光課長 成果報告書の171ページに少し掲げさせていただいておりますが、こちらのほうでプレミアム商品券の発行事業で上げさせていただいております。
- 鈴木委員 あった、あった。私がちょっと見落としておりました。
- 商工観光課長 こちらのほうで予算2億……。
- 鈴木委員 すみません、換金額がこれ7億5,471万8,000円ということは、これが経済効果というふうに読み込めばええということなのかな。
- 商工観光課長 はい、そのように捉えております。
- 鈴木委員 なぜかという、まだまだ今コロナ禍が続いていますので、こうした過去、ほかにもまだ幾つかありますけれども、ステッカーのあったニューあいちスタンダード、これは愛知県の認証制度によるものですけど、こ

うしたことも含めて一度、この前私も一般質問したんですけれど、まだまだ原料高含めていろいろありますので、やっぱり追加の、こうした昨年度やった事業を精査して、何が一番江南市の今下支えになるかということ、しっかりと、いま一度これを見て検証していただいで進めてもらいたいということで、何か今、こんなことをまだお考え、この前言った中小企業懇談会ですかね、協議会があると思いますけれども、ちょっとそのことを含めて何か御所見がありましたら、ちょっとお聞きしたいと思うところですけど。

○商工観光課長　今後の動向を見ながら検討させていただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○委員長　ほかに質疑はございませんか。

○尾関委員　245ページ、愛知県観光協会負担金9万円です。名古屋駅のウインクあいちの1階に行くと、各市町村のリーフレットが自由に持っていけるように並んでいて、あまり江南市のものが並んでいた記憶がないんですけど、多分あそこに置かせてもらう権利があると思うんですけど、あれは、こっちから送りつけると並べてくれるのか、江南市が補充しに行かなくちゃいけないのか、ちょっと実態を聞かせてください。

○商工観光課長　すみません、ウインクあいちの取扱いについては、ちょっと確認しておりませんので申し訳ございません。

○委員長　ほかに質疑はございませんか。

○中野委員　245ページの江南市中小企業者等応援金交付事業なんですが、これは去年たしか補正予算について、ごめんなさい、ちょっと補正が幾らだったかちょっと調べ切れないんで、これは執行率がどれぐらいになっていて条件がどうだったのか忘れたんですけど、その条件に満たす人が少なかったのかこの執行率になっているのか、周知が足りていないのかこうなったのか、ちょっとその辺のもし分析があったら教えていただきたいんですか。

補正で出ませんでしたか。

○商工観光課長　失礼いたしました。

中小企業者等応援金でございますが、当初予算でお認めいただいた際には予算額が1,770万円上げさせていただいております、決算の額で執行率でいくと約85%でございました。もともとこちらの県の中小企業者応援金や国

の月次支援金などを対象になった方に対する補助として上げさせていただいておりまして、こちらのほうを予定しておりましたが、そこまでちょっと応募がいただけなかったということでございます。

○中野委員　これは今、30%減少した方には対象されていると思うんですけど、当時と同じような条件になっていましたか。ごめんなさい、資料を見ていなくて申し訳ないんですけど。

○商工観光課長　売上げが30%以上減少という方というくくりは一緒ですけども、今回、今年度やらせていただいておりますのは、3か月間の合計で30%落ちているということ想定させていただきました。こちらは、物価高騰とかで継続して影響を受けた方を想定させていただいたことから、3か月のくくりというのを想定させていただいたものでございます。

○中野委員　当初予算に予定していたよりも80%ぐらいで終わったっていうことは、それだけ減少した方が少なかったということなのか、ちょっと周知がきちっと届かなかったのか、その辺の当局としての見解はどうですか。

○商工観光課長　市としましても周知のほうは努めさせていただいておりますが、全ての方に届いていたかと言われると、さすがに一部周知が不足していたおそれがあるというふうには認識しております。

あと、すみません、先ほど私、当初予算でというふうに申し上げましたが、これは補正予算で上げさせていただいておりますので、失礼しました。訂正させていただきます。

○中野委員　了解です。

○委員長　ほかに質疑はございませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○委員長　質疑も尽きたようでありますので、続いて農政課について審査をします。

当局から補足説明がありましたらお願いします。

○農政課長　農政課所管の決算につきまして御説明申し上げます。

初めに、歳入でございます。

60ページ、61ページをお願いいたします。

中段の14款2項4目1節農業手数料でございます。

次に、72ページ、73ページをお願いいたします。

上段の16款2項4目1節農業費補助金でございます。

次に、74ページ、75ページをお願いいたします。

中段の16款4項2目1節農業費交付金でございます。

次に、76ページ、77ページをお願いいたします。

中段の17款1項2目1節利子及び配当金のうち、備考欄、農政課分、江南市森林環境譲与税基金利子でございます。

次に、80ページ、81ページをお願いいたします。

中段の21款4項1目1節農業費受託事業収入でございます。

次に、82ページ、83ページをお願いいたします。

中段の21款5項2目11節雑入のうち、備考欄、農政課分、農業者年金及び離農給付金支給業務代でございます。

次に、88ページ、89ページをお願いいたします。

上段の22款1項3目1節農業債でございます。

続きまして、歳出でございます。

232ページ、233ページをお願いいたします。

中段の6款1項1目農業費につきましては、233ページの備考欄、人件費等から、はねていただきまして、240ページ、241ページの最上段、昭和用排水土地改良区支援事業まででございます。

次に、その下、6款2項1目林業費でございます。

補足説明はございません。よろしくをお願いいたします。

○委員長　これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

○三輪委員　233ページにあります害鳥等駆除事業というのの委託というのがあるんですけども、今、これは何の駆除でどこに委託しているのか教えてください。

○農政課長　こちらは委託事業なんですけれども、委託先は江南市の猟友会に委託のほうをさせていただいております。当然、農政課ですので、畑や田んぼの被害を防止するということで、農地の害鳥等ということで、カラスだとか、最近だと、ちょっと田んぼの関係ですとヌートリア、大きいネズミみ

たいなものとか、あとハトとかタヌキなどですね。昨年度は合計で574匹駆除のほうをさせていただいております。

○委員長　ほかに質疑ありませんか。

○牧野委員　233ページで一番下に、担い手育成支援事業というのの今現状というのの……。

○委員長　牧野委員、マイクお願いしてもいいですか。

○中野委員　ごめんなさい、233ページの担い手育成支援事業のこの決算1,575万円のこのちょっと内訳みたいなものを、傾向を教えてください。

○農政課長　担い手育成支援事業のうち農業人材力強化総合支援事業なんですけれども、こちら対象者は50歳未満の新規就農者の方で、県の研修所であったり、あとJA愛知北の子会社のアイファームの栽培研修を受けられた方が対象となります。令和3年度の時点では、この補助がお一人につき150万円、御夫婦の場合は1.5倍の225万円を受けられまして、令和3年度までですと最長で5年間、最大年間で150万円や225万円の補助が受けられるという内容になっておりまして、昨年度実績で申し上げますと、最長5年間ですので、継続の方が単独の方が8名、新規の方が1名、御夫婦の方継続で1組で、150万円掛ける9組と夫婦型の225万円を足し合わせると決算の1,575万円ということになります。

○牧野委員　これってね、支援期間が終わっちゃった後もやっている人っていますか。

○農政課長　ごめんなさい、正確な数を把握しているわけではないんですが、認定新規就農者ということで5年間の補助を終わった後も、当然そのまま農業をやっていただいている方もおられます。

○牧野委員　いるということなら結構です。

○委員長　ほかに。

○牧野委員　239ページ、これは尾関議員のほうかな、途中の宮田導水路上部整備事業なんですけど、これの完了というのはいつを目指していましたかね。大体毎年同じような金額でやっていると思いますが。

○農政課長　現時点での予定といたしましては、令和11年度の予定でございます。

○牧野委員　かかるね、これ。これは県の事業の補助なんで、県の流れで従って結構かかるという何かすごい印象なんですけれども、仕方ないんですよ。

○農政課長　ごめんなさい、すみません。こちらの事業なんですけれども、左岸の管理用道路の整備は市単独の事業になりまして、先ほど申し上げたのは、令和11年度は一応市の管理用道路の事業の終了予定が令和11年度でございまして、県のほうの補助事業のほうは令和6年度、再来年度の予定でございます。失礼いたしました。

○牧野委員　分かりました。結構です。

○委員長　よろしいですか。

ほかに質疑はありませんか。

○鈴木委員　ちょっと1点だけ教えてください。

今の239ページの下に親水・景観保全事業というのがありますよね、これで金額が522万4,000円、これはちょっとどういう事業なのか。それで、この委託されているわけで、委託料って、これは親水の景観保全ということは、これは草刈りということかな。

○農政課長　こちらの親水・景観保全事業は宮田導水路の関係になりまして、宮田導水路の蘇南公園のすぐ南側の辺りになりますと、今せせらぎ水路とか整備されている区間がございまして、光熱水費の電気使用料は、その水路のポンプの電気料だとか電灯代になります。修繕料のインフラ施設というのは、その公園のテニスコートのちょうど真南ぐらいにフェンスが張ってあるんですけれども、公園とこのせせらぎ水路の敷地の間に、その出入口に向かってスロープのほうを造らせていただきましたので、その修繕料になっております。

委託料の清掃委託料につきましては、これはそのせせらぎ水路のエリアを年間通じてシルバー人材センターのほうに清掃と除草の委託のほうをさせていただいておると、あと宮田導水路の県営事業で整備していただいているんですが、それで市のほうに移管のほうを受けた南野橋から新田橋というところまでの区間について、雑草が生えますので、その辺りの草刈りを昨年度は年2回、委託で刈っていただいております。

あとは、そのせせらぎ水路、この水路清掃というのも年1回委託でしていただいております。

あと、もう一つ、一番下の親水・景観保全委託料につきましては、これはちょっとこのせせらぎ水路から離れまして、もう少し南のほうなんですけど、河野町のほうでフラワーコートのちょうど北西ぐらいにすごい短いんですけど遊歩道がございまして、そちらのほうを清掃を河野区とサン・ビジョンという会社に委託のほうをさせていただいておりますので、全部でそういったお金の使い方になっております。

○鈴木委員　　いずれにしても、せっかくさっきもあったように、導水路の上のほうを利用する期間も絞ってやっているし、これだけかかりますので、ぜひ利用を含めて上手に、ひとつ景観を含めて、どういう利用が今本当に、うまく市民に活用されているかということも含めて、一度その機のところも市のほうもしっかりともう一回、せっかくのこうやって。

それで、これは、この五百何万円、県からの助成というか、補助金なんかも受け入れているということですね。それだけ最後。

○農政課長　　この親水・景観保全事業につきましては、国や県から補助金というものはいただいております。

○鈴木委員　　ない。ないのか。

余計そういうことであれば、より効率的に、より本当に市民の方が喜ばれるようなきちっとした整備をよろしくお願ひしたいと思います。

○委員長　　では、最後は要望ということで。

ほかに質疑はありませんか。

○三輪委員　　241ページの林業というか森林環境譲与税のところは全部積立金とかというふうになっているんですけども、これを利用して、やはり何かその林業に関わるというか、木の製品に使うというような話があったんですけども、今後使っていく予定というのはあるんでしょうか。

○農政課長　　こちらの森林環境譲与税なんですけれども、今国のほうで財源を確保して、都道府県・市町村に、人口だとか、あと林業の従事者だとか、そういう一定の数値で配分されてきておるわけなんですけれども、ちょっとまず先に令和3年度の実績で申し上げますと、古北にじいろ会館、こちらの

木製の書架、本棚ですね、こちらのほう約290万円と聞いておりますけれども、そちらのほうに国からいただいた譲与税を使わせていただいて、残った分と、あと元金の利息ですね、その分がこちらのほうに支出という形で積み上げさせていただいております。

今年度につきましては、今聞いておる予定といたしましては、布袋駅東複合施設の子育て支援センターのやはり木製書架、本棚、あとは子供の木のおもちゃ、こういったものと、あとは同じく複合施設のピアノはこれで買わないですけれども、ピアノの周辺の木製パネルスタンド、それを譲与税の原資で設置する予定というふうに聞いております。

○委員長　ほかに質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○委員長　質疑も尽きたようでありますので、続いて環境課について審査します。

当局から補足説明がありましたらお願いします。

○環境課長　それでは、環境課所管の決算につきまして御説明をさせていただきます。

最初に、歳入でございます。

決算書の56ページ、57ページをお願いいたします。

上段の14款1項3目衛生使用料、1節清掃使用料でございます。

次に、60ページ、61ページをお願いいたします。

中段やや上の14款2項3目衛生手数料、2節清掃手数料でございます。

次に、66ページ、67ページをお願いいたします。

下段の15款4項2目衛生費交付金、2節清掃費交付金でございます。

次に、70ページ、71ページをお願いいたします。

最下段の16款2項3目衛生費県補助金、1節保健衛生費補助金のうち、備考欄の環境課分と、次の72ページ、73ページ、最上段の2節清掃費補助金でございます。

次に、74ページ、75ページをお願いいたします。

上段の16款3項3目衛生費委託金、1節保健衛生費委託金でございます。

同じページの中段、16款4項1目衛生費交付金、1節保健衛生費交付金で

ございます。

次に、76ページ、77ページをお願いいたします。

中段やや上の17款1項2目利子及び配当金、1節利子及び配当金のうち、備考欄の環境課分でございます。

次に、78ページ、79ページをお願いいたします。

中段の19款1項1目基金繰入金、1節基金繰入金のうち、備考欄の環境課分でございます。

次に、82ページ、83ページをお願いいたします。

最上段の21款5項2目雑入、7節可燃ごみ指定袋売捌代金でございます。

同じページの中段、11節雑入、備考欄のうち、上段の環境課分でございます。

以上が歳入でございます。

続きまして、歳出でございます。

218ページ、219ページの4款1項2目環境保全費で、次の220ページ、221ページの最上段まででございます。

その下、4款2項1目清掃費で、230ページ、231ページの上段まででございます。

以上でございます。補足説明はございません。よろしくをお願いいたします。

○委員長　これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

○中野委員　219ページの環境監視事業なのですが、あと成果報告書でいくと40ページになると思うのですが、河川の水質の達成状況が傘マークで、あまりよろしくないという状況なのですが、まず水質調査した調査結果をまず教えていただきたいのですが。

○環境課長　まず調査結果でございますが、14地点調査地点がございまして、そのうちの5地点が環境基準をクリアしている。それで、9か所が結果をクリアしていないということでございまして、その場所なんですけれども、般若用排水の飛高町地内、それから上奈良町地内、昭和用排水の前野町地内、青木川の宮後地内、木賀東町地内、大海道町地内、ちょっとたくさんになりますけれども、青木町地内、布袋町地内、五明町地内、小郷町地内、日光川

の前飛保町地内と、あと松竹町地内ということで、いずれにしても9地点が環境基準を超えているという状況でございます。

○中野委員　これ原因と、これは市民の皆さんにどう影響が出るのかとか、その後、対策的なものをどうされるのかという3つお聞きしたいんですが。

○環境課長　こちらの環境基準を超えている原因というのが、基本的には生活雑排水の流入ということで、川の水量に対して雑排水が流れ込んでいる量が多いという、そういった実態でございまして、そのことによる魚のへい死だったりという状況も起きていまして、それ以外の原因というのは今のところつかんでおらないということでございますので、これから浄化槽の普及であったり転換促進であったりということを進める必要があるのかなというふうに思っております。

○委員長　ほかに質疑は。

○中野委員　ごめんなさい、もう一点、さっきの市民に影響あるのかなあと、畑とか、そういうところに流れる影響とかはあるのかというところですね。

○環境課長　具体的に影響があるということの結果というのは今のところ確認できていなくて、先ほど申し上げたとおり、実害としては魚が浮いているという、魚が大量に浮くという、そういう今被害というのか……。

大変失礼いたしました。私ちょっと誤解をしておりまして、時期によってやはり水量が変わるということがありまして、年2回その水質調査というのをやっているんですけども、特に3月期に9地点基準値をオーバーしたということで、年何回か調査する中での1回で基準をオーバーしているので、結果として、この14地点のうち9地点が基準値オーバーになったという結果で実績値をお示ししているということでございます。

○中野委員　ちょっとごめんなさい、今、魚が浮くというようなちょろっと何か話があったんですけども、そういう生活雑排水の影響で、今現状、魚がひっくり返っているような現状があるんですか。ごめんなさい、今ちょっとそこ、あるんですか。全然知らなかった。

○環境課長　ちょっと私の誤解をしている部分がありまして、魚が浮くというのは、先ほど申し上げたとおり水が少なくて酸欠になってしまうというこ

とが直接の原因ですので、雑排水が流入するということとの直接の原因はないと考えたほうがいいかもしれません。

○委員長　ほかに質疑はありませんか。

○三輪委員　219ページの環境基本計画というものができたんですけれども、これは今後10年間ということで重要な計画だと思うんですけれども、成果報告書の中に、その周知、市民や事業者への周知、また今後、各団体との連携・協働ということがうたわれているわけですが、この辺について10年間の一番基になる環境対策と、あとそれをどうやって周知していくか、またどうやって連携していくかという辺についてお尋ねします。

○環境課長　この環境基本計画の中身をちょっと分解して御説明しますと、1つは環境教育と環境啓発、それから2つ目が資源のリサイクル、3つ目がCOOL CHOICE、再生可能エネルギーの促進、4つ目が公害防止ということで、この計画そのものを大前提に出すというよりは、その中身についてそれぞれきめ細かく事業を推進していくと。そういった形で、結果としてこの環境基本計画を推進していくという取組をしていこうと考えております。

○三輪委員　それで、その連携とか何か具体的に今後、こういう団体とこういうことをやるとか、そういうのがあるわけではないんですかね。

○環境課長　一つ具体的に申し上げられるとすれば、今、環境教育、環境啓発というところなんですけれども、江南団地の森林再生計画みたいなものちょっと活用させていただきまして、今、団地の中で森を再生しておりますので、その場所を使って環境教育、環境学習会を開催するというようなことが一つ取組として上げられます。

○委員長　ほかに質疑ありませんか。

○尾関委員　成果報告書80ページです。

過去3年ほど数字をチェックさせてもらったんですけど、雑紙が令和2年から令和3年で20トンぐらい減っちゃったんですね。これは本来あるべき姿じゃない逆効果が出ていて、雑紙をとにかく生ごみに入れないようにということでごみ焼却場の維持費を軽減させる。それによって浮いたお金で何か違う対策をするよというこのエコシティ江南行動計画というのがベースになっていたんですが、それがちょっと令和3年度の数字を見るとよろしくないな

というところが出たものですから、その広報活動を再度重点的にお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

○環境課長 雑紙の収集量が減少しているということについては、そのとおりでございまして、実際のところ可燃ごみから紙を抜き出して、その抜き出したものが収集量に跳ね返るとというのが一番分かりやすく望ましい形ではあると思うんですけれども、実際、今紙が出せる場所というのが、ドラッグストアであったり民間の収集事業者というのがあるものですから、いろいろ買物のついでにということだとかというのがありまして、この市の紙の収集には直結していないというのが実情だと思われまます。基本的には可燃ごみのほうは減少しておりますので、そういったことで、そこがリンクしていないというのが結論としてあるわけですけれども、できれば市の方針としては、例えば集団回収だとか市の収集だとか、そういったところを積極的に活用してくださいというふうにお示しはしていくんですけれども、いかんせん基本的には月2回の収集ということですので、リサイクルステーションなんかの活用も促しながら、その辺りは取組をしていきたいと思っております。

○尾関委員 ありがとうございます。

あともう一項目は、剪定枝等はかなり数字的にいい伸びがあって、令和2年と令和3年で280トン増えておるということで、かなり相変わらず生ごみを捨てていくところに雑草とか剪定枝の山があるという地域があって、これを少しでも分別ごみのほうへ持って行っていただくということを、また今後もお願ひしたい。啓蒙活動ですね、引き続き強化していただきたいと思っております。意見です。

○委員長 ほかに質疑はありませんか。

○三輪委員 すみません、成果報告書の80ページと81ページのところなんですけれども、今年からふれあい収集というのをやっていただいて、80ページには困難世帯に対する戸別収集の実施というようなことがうたわれています。それから81ページのところにはリサイクルステーションを新たに造るというようなことや、回収品目の見直しというようなことが出されているわけですけれども、ふれあい収集については今年度の内容なんですけれども、今具体的に見直しがあるかどうかと、あとリサイクルステーションは、もし増やすと

したら、いつどの辺に造るといふか、もう予定があれば、あつてほしいんですけど、聞きたいなと思ひます。

○環境課長　　まずふれあい収集の要件の変更ということにつきましては、この後の委員協議会のほうで議題として掲げさせていただいておりますので、そちらのほうで御説明させていただきます。

それから新たなリサイクルステーションの増設ということにつきましても今検討は進めておりますけれども、まだ具体的な場所まで申し上げられる状況ではないということで御了承いただきたいと思ひます。

○委員長　　ほかに質疑ありませんか。

○中野委員　　1点だけすみません。219ページの温暖化防止事業なんですけれども、これ今、太陽光パネルに補助金を出していつていると思ひますね。それで今、この間テレビのほうでやっていたのが、使わなくなったパネルの廃棄にすごく今困っているというところがニュースで出ていて、今後設置していくのは非常にいいんですけれども、今、まずそういう事業者から相談があるのか、それについて今後この辺の対応とかがあつてあるのかなあと思ひて、ちょっと。

○環境課長　　今のところ太陽光パネルの廃棄についての御相談というのは市のほうには入つてきていないんですけれども、いつとき太陽光パネルの促進が一気に進んだ時期というのがあるんですけれども、その太陽光パネルの耐用年数自体が20年から30年ということで、まだその時期に達していないのが大部分なのかなというふうに感じております。

○委員長　　ほかに質疑はありませんか。

○三輪委員　　229ページの浄化槽の設置整備補助金のところなんですけど、成果報告書でいくと82ページなんですけれども、さつき河川が汚れているという話もあつたんですけれども、まだ変換できていない世帯数というのはどのくらいあるのかと、あと宅内配管の補助があればやりたいという家庭が結構多いと思ひますけれども、その予定があるかどうか、お尋ねしたいと思ひます。

○環境課長　　ちょっとどのような指標で御説明するかなんですけれども、一つ、例えば単独浄化槽の今設置基数ということで申し上げますと、令和3年

度末が5,227基ありますので、こちらを速やかに転換していくということが必要かなと考えております。

それで、差し当たって宅内配管という工事費補助についても現在検討を進めて前向きに設定をしていきたいなと考えているところでございます。

○委員長　ほかに質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○委員長　質疑も尽きたようでありますので、続いて都市整備部都市計画課について審査します。

当局から補足説明がありましたらお願いいたします。

○都市計画課長　都市計画課の所管しております一般会計歳入歳出決算について御説明申し上げます。

初めに、歳入から御説明申し上げます。

令和3年度江南市一般会計歳入歳出決算事項別明細書の54ページ、55ページをお願いいたします。

下段の14款1項2目2節児童福祉使用料は、備考欄、都市計画課分で、56ページ、57ページ最上段の児童遊園目的外使用料まででございます。

56ページ、57ページ中段の14款1項5目3節都市計画使用料は、備考欄、都市計画課分でございます。

ページをはねていただきまして、60ページ、61ページをお願いいたします。

下段の14款2項5目2節都市計画手数料でございます。

ページをはねていただきまして、74ページ、75ページ下段の16款4項3目1節都市計画費交付金でございます。

ページをはねていただきまして、82ページ、83ページ中段の21款5項2目11節雑入は、備考欄下段、都市計画課分でございます。

続きまして、歳出について御説明申し上げます。

ページをはねていただきまして、198ページ、199ページをお願いいたします。

上段の3款2項4目児童遊園費でございます。

ページをはねていただきまして、256ページ、257ページをお願いいたします。

最上段の 8 款 4 項 1 目都市計画費は、258ページ、259ページ中段まででございます。

ページをはねていただきまして、264ページ、265ページをお願いいたします。

下段の 8 款 4 項 3 目公園緑地費は、268ページ、269ページ中段まででございます。

ページをはねていただきまして、352ページ、353ページをお願いいたします。

中段の11款 1 項 2 目都市計画施設災害復旧費でございます。

以上、補足説明はございません。御審議のほどよろしくをお願いいたします。

○委員長　　これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

○三輪委員　　一般質問の中でもあったんですけど、257ページのいこまいC A Rの御実績のところと成果報告書の85ページなんですけど、やっぱり利用実態として200回以上の方とか5回未満の方とかというふうで、本当に税金の使い方としていいかなということで、公共交通という位置づけだと難しいかもしれないんですけど、ある程度その回数制限をするとか金額を上限1,000円にするとか、何かもうちょっと、やっぱり市民がいこまいC A Rを利用しやすいことを考えていく必要があるかなというふうに思うんですけど、あと、例えば私が一般質問で言ったように金券にして、200円と500円の金券にして、例えば80歳以上とか70歳以上で免許返納した方に配るとか、それは福祉になるかもしれないんですけど、やっぱりちょっと根本的に考えないと、このままいこまいC A Rの利用がどんどん増えると、ちょっと市の財政とかも大変かなというふうに思ってきます。

それで、成果報告書のところで85ページですが、高齢者の日常生活における移動手段の実態把握に努めというのを書いてあるんですけど、ずうっとこれを言ってみえるんですけど、この実態把握というのは今年度中にやっていただけるんでしょうか。

○都市計画課長　　まず回数制限の話でございますけれども、これも本会議の中でも御説明していると思っておりますけれども、やっぱり公共交通として位置づ

けておりますので、やっぱり不特定多数の人が何度も利用できるという制度が必要だというふうに考えております。

あと、上限を設けるとか、あとは福祉タクシーチケットを一本化するとか、いろいろ議員の皆様方からいろんな意見をもらっておりますので、結論的なことはこの場で申し上げられませんが、まずは関係課としっかり協議して、方向性というのを考えていきたいというふうに思っております。

あと、成果報告書の中で実態調査ということでございますけれども、確かにいこまいCARは、一番使ってみえる年代というのが80代でございます。人口からすると30%程度の方が登録してみえて、さらにその中から実際に利用される方というのも30%そこそこということで、人口比でいきますと大体利用されてみえる方が13%程度ということでありまして、この辺のいわゆる高齢者の方の生活の中での移動の実態というものを、やっぱりある程度つかんでいかないといけないかなと思っております。

いこまいCARの利用状況につきましては、我々のほうは十分データのほうを持っておりますので、ある程度分析はできるんですけども、そういった高齢者の方の生活における移動についてというものについて、もう少し知る必要があると。これにつきましては、健康福祉部のほうが今年度、高齢者に対するアンケートを実施いたしますので、その中で我々も必要だと思う項目について連携して、そちらの調査の中でそういった実態を把握していきたいというふうに考えております。

○三輪委員　実態として車に乗っていらっしゃる方でも80代、90代という方がいらっしゃるって、本当に返したいんだけど、江南市だと返したらどこも行けないから本当に何とかしてという声が、本当に切実な声をたくさん聞いております。本当に事故がいろいろ起こってから遅いというか、本当にこれからどんどん超高齢化になっていくと思いますので、早急に何とか対策をお願いいたします。

○委員長　今のは要望でよろしいですかね。

ほかに。

○牧野委員　257ページなんですけど、ここに都市計画基本図整備事業というのと都市計画基本図管理事業があって、成果報告書の87ページなんですけ

ど、5年ごとということでは予算が立ててあって、ちょっとこの内容を説明していただきたいんですけど。

○都市計画課長　基本図の作成事業につきましては、令和2年度に航空写真を撮ったデータがございますので、それを基に5年ごとに都市計画基本図のほうを修正しておりますので、その業務を令和3年度において実施したということがございます。

○牧野委員　これは私たちがもらっている都市計画図なのでかいのだと思うんですけど、この印刷物もそうなんですけど、データとして持っているんですかね。それとか、ここに法規制情報整備と書いてあるんですけど、そういったものもこの地図にデータ上で落とし込んであるものなんですか、ちょっと分からない。

○都市計画課長　基本図データにつきましては統合型のGISに登載されておりまして、全庁的にいろんな面で活用されているというふうに認識しております。

あと、この基本図作成の中で、今の牧野委員がおっしゃられた、いわゆる総括図ですね、用途地域とかが入っています、そういったいわゆる都市計画総括図というんですけれども、そういったものだったり白図だったり、生産緑地に関するそういった図面であったり、そういったものも一緒に作成をしております。

○牧野委員　ちょっといまいち分かりにくいんですけど、この257ページの一番下に都市計画支援システムと書いてあるんですけど、このシステムをちょっと説明していただきたいんですが。

○都市計画課長　これはもともと都市計画のほうは統合型GISが入る前に、そもそも都市計画のほうもそういったGISのシステムを導入しておりまして、その統合型ができたときにそこへ移行できるかという検討をしたんですけども、やはりできない部分もあって、そういった部分を残してシステムとして今も活用しているところでございます。

○牧野委員　このGISとか最初に入れるとき、私これはすごいなあと思ったの。でも、本当にこんなのができるかなとか、何層で層できるはずなんですけど、実際にこれって下水、いろんなもん、電気いろいろ含めて当然役立つ

ているんだけど、何と言ったら、言い方が難しいんだけど、活用度というみ
たいなものは結構活用されておられるんですかね、このGISシステム。

○都市計画課長 全庁的な情報というのは全て把握はできておりませんが、
我々は、いわゆる都市計画マスタープランとか立地適正化計画、そういった
作成において活用したりしておるんですけれども、いわゆる都市計画データ
につきましては。ほかのところも地図情報ですので、いろんな活用の仕方
があると思うんですけれども、すみません、ちょっとほかのところはどうい
った具体的に活用してみえるかというのはちょっと把握はしておりませ
んけれども。

○尾関委員 今GISの話が出たんですけど、これは何度も僕はここでしゃ
べっちゃっているんですけど、岐阜県は県が一まとめにして、各市町村がそ
こへリンクして飛ぶということで、一般市民が見えるようにしているんです。
これはすごいありがたいくて、愛知県はそういう動きがあるのかとか、もし
くは市単独で表に出す用意があるのかとか、検討に入った、入っていない、
その辺を教えてください。

○都市計画課長 県のほうもそういったGISは導入されてみえて、そうい
った情報というのは市のホームページとリンクして、見えるようには現状
はなっているということでございます。

○尾関委員 市民は見えない。

○都市計画課長 市民も見えます。ホームページでリンクしておりますので。

○委員長 ほかに質疑はありませんか。

○牧野委員 261ページの真ん中辺りに……。

〔「都市整備課のほうです」と呼ぶ者あり〕

○牧野委員 違うんだ。間違えました。

○委員長 では、ほかに質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○委員長 では、質疑が尽きたようでありますので、ここで暫時休憩します。

午前11時52分 休 憩

午後1時09分 開 議

○委員長 それでは、皆様お集まりいただきましたので、休憩前に引き続き

会議を進めさせていただきます。

では続いて、都市整備課について審査をします。

当局から説明をお願いいたします。

○都市整備課長　それでは、都市整備課が所管しております一般会計歳入歳出決算について御説明申し上げます。

初めに、歳入から御説明申し上げます。

令和3年度江南市一般会計歳入歳出決算事項別明細書56ページ、57ページの中段、14款1項5目3節都市計画使用料は、備考欄、都市整備課分でございます。

ページはねていただきまして、64ページ、65ページ中段の15款2項4目2節都市計画費補助金でございます。

ページはねていただきまして、66ページ、67ページ最下段の15款4項3目2節都市計画費交付金でございます。

ページはねていただきまして、82ページ、83ページ中段の21款5項2目11節雑入は、備考欄下段、都市整備課分でございます。

ページはねていただきまして、88ページ、89ページ上段の22款1項4目2節都市計画債でございます。

続きまして、歳出でございます。

ページはねていただきまして、258ページ、259ページ中段の8款4項2目都市整備費で、264ページ、265ページ中段まででございます。

補足説明はございません。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○委員長　これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

○三輪委員　261ページの工事請負費の中の桁下防護工事費ですけれども、これは最初1億2,000万円というようなかなり膨大な金額があったんですが、この338万8,000円というのは、令和3年度はこれだけで、この後また別にかかったということか、これで終わったということか、どういう状況かお願いします。

○都市整備課長　こちらにつきましては、令和3年度分の支出でございます。こちらのほうは繰越しのほうをさせていただいておりますので、最終的な金

額といたしましては8,884万3,700円でございます。

○委員長　ほかに質疑はありませんか。

○牧野委員　261ページの下の方の布袋駅付近鉄道高架整備事業の委託料というのがありまして、事業記録ビデオ作成委託料というので、あと1年間分ぐらいで終わるんじゃないかと思うんですけど、これはどの程度の、鉄道高架か、布袋駅なのか、ここら辺の周辺をずうっと10年ぐらい記録していただいたビデオなんですかね。

○都市整備課長　こちらのほうは、当初、一番初めは平成21年度に仮駅舎の……。

○牧野委員　平成21年から。

○都市整備課長　はい。仮駅舎の供用開始のところから記録のほうをさせていただいていまして、その後は鉄道切替え時、名古屋方面、犬山方面の切替え時にそれぞれ撮っております。こちらのほうは最終的に駅広場の整備が終わった段階で、ある程度全体のほうが完了しますので、そちらでもってこちらのビデオ記録のほうは完了するというようなことで考えております。

○牧野委員　記録ビデオ、非常に貴重だと思うんですけど、大体総額幾らぐらい予定して、いつ頃これは見られるんですかね、予定として。

○都市整備課長　総額につきましては今、資料はございませんので、こちらのほうは、現在、令和3年度のほうに切り替え完了までの部分については編集のほうを終わっておりますので、先ほど言ったように最終的なところまではあれですけど、高架化という部分のところまではビデオの作成が終わっている状況でございます。

○牧野委員　楽しみにしています。

その下の設計委託料と測量委託料はどこの部分だか、ちょっと教えてください。

ごめんなさい、記録ビデオの下の方の3,500万円と2,400万円の委託料について。

○都市整備課長　こちらのほうにつきましては、まず設計委託料でございますが、こちらの駅前広場の最終的に鉄道事業者のほうの工事が完了しまして、そちらの部分を含めた現在の状況で修正のほうを行っている、そちらの設計委託料でございます。

下の測量委託料につきましては、こちららも仮線路のほうは撤去されまして、名鉄の必要なくなった余剰地ですね、こちらのほうを測量をした測量委託料でございます。

○牧野委員 分かりました。そういう分で結構かかるんだ。了解。

それから、263ページの真ん中あたりで、これ一般質問があったかもしれない、都市計画道路整備事業（江南通線）というのがある、3件と含めて大枠は終わっていて、成果報告書の92ページですかね。これの令和4年度予算も結構たくさん取ってあるんだけど、大体この計画図の完成、これは質問というのは決算報告にはちょっとふさわしくないんで、いつ頃完了する予定の工事になりますかね。

○都市整備課長 こちらのほうは令和3年度で土地の契約のほうは完了いたしまして、実際の整備、工事のほうは今年度発注しております。今年度中の完了を目指しているものでございます。

○牧野委員 そうすると、92ページの図で見ると、グレーの部分の土地収用が終わったということですかね。

○都市整備課長 こちらが、これまで取得を進めてきた部分、全体になります。そのうち令和3年度分につきましては、用地といたしましては、このうちの111.66平米ということでございます。

○牧野委員 これから、ちょっと決算の認定に外れるんだけど、余分なことで。この図から見て、いよいよ大変な工事が始まるんだけど、大体何年度めどぐらいで、これをすぽんと広げる、何か今予定はありますか。この拡幅の、この先、北へ向かって。

○都市整備課長 この図面でお示ししている区間につきましては、今年度整備をいたしまして、これより北のほうにつきましては、今年度の予算をお認めいただいた千丸南の交差点ですね、一宮犬山線との。ここの部分の交差点改良のほうを今進めていると、検討しているというような状況でございます。そちらの区間は、基本的にはこちらの江南通線を北に上がったときに、一宮犬山線のほうの右折が、非常にスムーズな右折ができないというようなことがありますので、ここの必要な右折帯のところの検証のほうを今しているということでございます。その区間が、ちょっとどのぐらいの長さになるか分

からないですけど、その区間をまず先行して検討していきたいなと考えております。

○牧野委員　楽しみです。分かりました。

○委員長　ほかは。

○中野委員　265ページの情報交流事業のコンパクトなまちづくり推進協議会負担金のほうなんですけど、これって協議内容とかというのはどんな感じの意見が出ているのかなと思ってお聞きしたいんですけど。

○都市整備課長　こちらのまず目的でございますけど、立地適正化計画制度とか、あと布袋のほうで進めております都市構造再生整備計画事業、こういったところの全国的な事例なんかを提供してもらっていますので、そういったところで、この協議会に参加することによって、そういう情報を収集しているというところが主なところでございます。

○中野委員　それに今、付随するんですけど、成果報告書の50ページで、中心拠点の基盤整備で成果の状況の中でいくと、駅前や市街地が整備され人々がにぎわいを感じる人々の割合が11.3%、非常に寂しい数字だなあと。今、布袋のほうは着々と整備が進んで、何となく明るいにぎわいが出てきているかなあと。江南のほうはなかなか未整備のまま。その下の布袋駅と江南の乗降客も、あまり今のところ乗降客が増えているという状況じゃなくて、今後、予算的にも、決算的にも、そういう江南の整備というか、にぎわいをつくっていくような施策がなかなかないなあと。あと整備としてはどのような状況で考えているのか。今後、布袋が終われば、そうなるのかなあと。思うんですけど。

○都市整備課長　こちらの目標値が横棒になっておりまして、こちらのほうが総合計画のほうのまたアンケートのほうで、こちらのほうが令和5年の指標というのを持っていますので、またそちらのほうで実際この11.3ポイントというのがどういったところまで上がるかということになるかと思っております。

今後の江南駅・布袋駅ということでございますけど、布袋駅につきましては、今年度、複合公共施設等を建設しておりまして、周辺の基盤整備も進めておりますので、一定の効果が出てくるのかなあと。ただ、江南駅のほうにつきましては、具体的な今施策というのは、いろいろと再開

発事業とか議会のほうからも御提案いただいておりますけど、そういうところを踏まえて今後検討していく必要があるかなあというふうに考えておりますので、よろしく願いいたします。

○中野委員　それに付随して、たしか古知野のほうも地域何とか協議会とか、何かまちおこしみたいなのができ、それって今、都市整備と連携して何か動きがあるのか。

○都市整備課長　令和2年度につきましては、地元の古知野区まちづくり委員会ということで地元で組織されているんですけど、そういったところに出席のほうをさせていただいております。現在、それ以降、コロナの影響でこちらの委員会の活動のほうも、皆さんお集まりして進めるということにはございませんので、なかなかそういう機会はないわけなんですけど、こちらのほうからも、去年も含めまして要望なんかも出ていますので、そういった中でこちらの意見を今後のまちづくりの参考として検討してまいりたいと考えております。

○中野委員　分かりました。

○牧野委員　今の成果報告書の50ページで質問で、ちょっと驚いたんですけど、布袋駅・江南駅の1日当たりの乗降客数が、私、2万5,000人の8,500人ぐらいと思っていたんですけど、すごく下がっているんですけど、この実績が2万9,547人と出ていますよね。これ布袋駅と江南駅と分けて教えていただけますか。

○都市整備課長　こちらの内訳でございますが、まず江南駅のほうが2万2,218人でございます。布袋駅のほうが7,329人が内訳です。

○牧野委員　この下がった理由というのは、どういうふうにつかんでおられますかね。

○都市整備課長　こちら参考に令和元年度で見ますと、江南駅のほうが2万6,888人ございまして、布袋駅のほうが8,869名。これが令和2年になりますと、江南駅が2万1,317人、布袋駅のほうもまた減少しておりますと6,960人。ここから令和3年は若干増えておりますけど、これはやはり背景としてコロナが令和2年度から発生しているというような状況がございますので、それによるところかと考えております。

○牧野委員 分かりました。

決算書の265ページで、下の段の工事設計積算業務管理事業の13節の使用料及び賃借料、土木積算システムと建設副産物等情報交換、これってかなり安くなっている理由というのは何ですかね。

○都市整備課長 こちらのほうが長期継続契約ということで、まずこちらの土木積算システム借上料のほうですけど、こちらが平成27年の7月から令和3年の6月ということで、ちょうど令和3年度にシステムの更新時期を迎えたということで、こちらが新しいシステムのほうに移行して金額がかなり安くなっておりますので、その要因でございます。

○委員長 ほかに質疑はありませんか。

○三輪委員 261ページの鉄道高架のところ、本当に長らく続いてきたと思うんですけど、大体今年度でほぼ終了だと思うんですが、全体としてこの鉄道高架でかかった総額と、県の主体の事業なんですけど、その中で江南市がどのぐらい費やしたかと、あと名鉄が幾ら出しているのか、もし分かれば、今じゃなくてもいいんですけど、教えてください。

○都市整備課長 こちらのほうにつきましては、この事業の263ページに一番最上段でございますけど、布袋駅付近鉄道高架事業負担金というところがございまして、こちらにつきましては、愛知県と江南市と鉄道事業会社のほうと平成21年に覚書を結びまして、こちらのほう債務負担として、江南市分としましては52億877万円ということで債務負担のほうをお認めいただいております。全体で200億8,800万円ということでございました。こちらのほうにつきましては、最終的には実績として鉄道高架工事のほう完了しておりますので、最終的にこの200億8,800万円が198億2,420万4,683円でございます。江南市分といたしましては、先ほどの覚書の52億877万円、これが最終的には50億3,128万8,630円ということでございました。

○牧野委員 最終が正しいの。

○都市整備課長 最終が最終的に負担金として支出した金額でございます。

○牧野委員 これ鉄道高架のお金だと思うんですけど、それでこの198億円もいいんだけど、途中で水が出てきて30億円ぐらい足しましたよね。それを全部ひっくるめて最終198億円と。そうすると、工事費、少し下がったんだ

ね。最初の予算から増えて、もう一回元へ戻ってきているね、198億円って。

- 都市整備課長 覚書につきましては、先ほど言った200億8,800万円ということでございますので、最終的に実績で差額につきましては、2億6,379万5,317円が最終的には覚書の金額からは不用となったということでございます。
- 牧野委員 これもくだらん質問。この198億円、最終の価格というのは、消費税とは全く関係ないの。消費税抜きなの。
- 都市整備課長 それぞれ年度ごとに、そのときの消費税額がかかっておる、税込みということでございます。
- 牧野委員 分かった。また質問じゃないんだけど、私の思いでちょっと間違っていたんで、そうなんだ。これが最終で、分かった。上がって下がって、そんな感じだね。結構です。
- 委員長 ほかに質疑はありませんか。
- 三輪委員 さっきの名鉄の聞いてない。
- 都市整備課長 こちらの先ほどの覚書のうち、鉄道事業会社の負担といたしましては7,200万円という金額でございます。こちらのほうは、6月定例会のほうに……、ごめんなさい。
毎年度、工事のほうが確定した段階で確認書ということで委員協議会のほうで御説明させていただいておるんですけど、そこにも出ておりますが、鉄道事業会社のほうは、高架下部分である程度増加・増強分というのがございまして、例えば駅舎が大きくなった分とか、そういったところにつきましては鉄道事業会社の負担に入っておりますので、この金額以外のところで、そういったところが発生しているということでございます。
- 委員長 ほかに質疑はありませんか。
- 三輪委員 265ページの江南駅のエレベーターの維持管理負担金79万7,996円というのがあるんですけど、例えば布袋駅のエスカレーターは市の負担ということなんですけど、エレベーターというのはもともと駅につけるべきもので、どうして江南市の負担分があるのかなとちょっと不思議に思ったんですけど、教えてください。
- 都市整備課長 こちらにつきましては、江南駅の地下式になっておりまし

て、例えば東西、鉄道を利用されない方につきましても、あそこの通路を使って東西を行き来できるということでございます。そういったところで、3基あるわけなんですけど、真ん中につきましては鉄道利用者へのみの利用になりますので、それぞれ東西にあるエレベーターにつきましては、鉄道事業会社と市のほうでそれぞれ半分ずつの負担ということで成立しているところがございます。

○委員長　ほかに質問はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○委員長　それでは、質疑も尽きたようでありますので、続いて土木課について審査します。

当局から補足説明がありましたらお願いします。

○土木課長　土木課所管の決算について御説明させていただきます。

初めに、歳入について御説明申し上げますので、決算書の56ページ、57ページをお願いいたします。

中段の14款1項5目土木使用料のうち、1節道路橋りょう使用料及びそのすぐ下にあります2節河川使用料でございます。

ページはねていただきまして、60ページ、61ページの中段をお願いいたします。

14款2項5目土木手数料のうち、1節土木管理手数料の土木課分になります証明手数料でございます。

また、少しページをはねていただきまして、64ページ、65ページの中段をお願いいたします。

15款2項4目土木費国庫補助金のうち、1節道路橋りょう費補助金でございます。

また、少しページをはねていただきまして、76ページ、77ページの中段をお願いいたします。

17款2項1目不動産売払収入のうち、2節土地売払収入の土木課分であります廃道水路敷地売払収入でございます。

少しページをはねていただきまして、82ページ、83ページをお願いいたします。

中段の21款5項2目雑入のうち、11節雑入の土木課分でありますコピー等実費徴収金及びネーミングライセンス料でございます。

ページはねていただきまして、88ページ、89ページをお願いいたします。

上段の22款1項4目土木債のうち、1節道路橋りょう債でございます。

続きまして、歳出について御説明申し上げますので、244ページ、245ページをお願いいたします。

下段の8款1項1目の道路管理費でございますが、ページはねていただきまして、246ページ、247ページ下段にかけて掲げております。

ページはねていただきまして、250ページ、251ページをお願いいたします。

中段の8款2項1目道路橋りょう費でございますが、ページはねていただきまして、252ページ、253ページの中段にかけて掲げております。

補足説明はございません。どうぞ御審議のほど、よろしくをお願いいたします。

○委員長　これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

○牧野委員　251ページ一番下、18節負担金、補助及び交付金、神明小網橋維持管理負担金、これちょっと内容を説明していただけますか。

○土木課長　こちらにつきましては、神明小網橋の管理を各務原市と江南市でやっておりますが、費用の負担については2分の1になっております。今回かかっている8万3,787円は電気料でございます。

○牧野委員　電気料、分かりました。

253ページ一番上です。道路施設長寿命化事業で、成果報告の63ページなんですけど、令和3年度の決算が結構お金を使っているのは、重点的にか、大きな工事があったということですか、委託料がかなり上がってきているというのは。

成果報告書63ページの道路施設長寿命化事業で5,000万円、4,300万円、8,500万円というふうに上がってきているんですけど、令和元年、令和2年、令和3年と。

○土木課長　こちらにつきましては、橋梁の点検委託料と橋梁保守設計委託料、橋梁工事費及び舗装の工事費なんですけれども、橋梁の点検委託の橋梁

の数、橋梁保守設計委託の設計の数、橋梁保守設計委託の本数が毎年異なるためでございます。

○牧野委員 例え予算がたくさんついたからやったということじゃなしに、たまたま直さなきゃいけない数が多かったということですかね。

○土木課長 長寿命化修繕計画に基づいてやっているんですけど、点検結果によって算定評価が4段階あるんですけど、そのうちの3というのがあると早期に対応しなければいけないため、そういうものを前倒ししてやっております。そのため橋梁の本数が増えたりします。

○牧野委員 レベル3が多かった。はい、結構です。分かりました。

○委員長 ほかに質疑はありませんが。

○三輪委員 247ページの下段のほうで不法投棄物の撤去事業というのがあるんですけども、例えばどんなものがあるって、対策というのを取られているのか。それから、それに関連して成果報告書の60ページに、投棄物のみならず、不法占用物の除去が必要と書いてあるんですが、この不法占用物というのは具体的にどういうことですか。

○土木課長 まず初めに不法投棄物の、どういうものが不法投棄されているかでございますが、一般的なごみがほとんどでございますが、道路上に捨てられていると土木のほうで対応しております。

また、不法占用物でございますが、こちらにつきましては、不法な看板とか、あとはプランターとか、そういうものでございます。

○委員長 ほかに質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○委員長 質疑も尽きたようでありますので、続いて建築課について審査をします。

当局から補足説明がありましたらお願いします。

○建築課長 建築課の所管しております一般会計歳入歳出決算について御説明申し上げます。

初めに、歳入から御説明申し上げます。

一般会計歳入歳出決算事項別明細書の56ページ、57ページをお願いいたします。

下段の14款1項5目4節住宅使用料でございます。

ページをはねていただきまして、60ページ、61ページ中段の14款2項5目1節土木管理手数料は、備考欄中段、建築課分でございます。

はねていただきまして、66ページ、67ページ下段の15款4項3目1節土木管理費交付金でございます。

はねていただきまして、72ページ、73ページ中段の16款2項6目1節土木管理費補助金でございます。

はねていただきまして、74ページ、75ページ上段の16款3項5目1節土木管理費委託金でございます。

はねていただきまして、82ページ、83ページ上段の21款5項2目11節雑入は、備考欄最下段、建築課分でございます。

続きまして、歳出について御説明申し上げます。

246ページ、247ページをお願いいたします。

下段の8款1項2目建築指導費は、250ページ、251ページ上段まででございます。

少し飛びまして、268ページ、269ページ中段の8款5項1目住宅費は、270ページ、271ページ上段まででございます。

補足説明はございません。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○委員長　これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

○三輪委員　249ページの耐震診断のところ、あと成果報告書の96ページ、97ページに詳しくあるんですけども、目標が、耐震診断については50の目標で50あり、改修が20の目標で5、解体の目標が10の目標で7ということで、診断した割に改修やら解体はなかなか進まないという、お金の問題かと思うんですが、この辺についてはどういうふうに判断してみえるでしょう。

○建築課長　実際、補助金というのは費用がかかる分の一部を補助するという内容になってございます。その一部ということがありまして、なかなか全部補助することができないというところで、個人の財布の御事情も当然あるかと思われまして。

そんな中、実際に耐震診断をやって、その後の補修なんかに至っていない

方に対しても、8月にダイレクトメールを200通郵送して啓発に努めております。そんなところで、少しずつでも啓発活動に注力して、有効に補助金が使われればなあというふうに思っております。

○三輪委員　例えば補助金の金額を1件当たり増やしていくとか、もうちょっと補助が受けやすくなるような何か対策というのはないものでしょうか。

○建築課長　補助金の額というのが、近隣一律こういった金額で実際やってございます。特殊性がありまして、補助金の金額を上げるというのはなかなか難しいかもしれませんが、例えば総トータルを下げるような工事費になるような提案なんかも、愛知県を通じていろんなところで協議して、市民の方に提供できるようなシステムづくりに努めておるといところでございます。

○委員長　ほかに質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○委員長　質疑も尽きたようでありますので、続いて防災安全課について審査をします。

それでは、当局から補足説明がありましたらお願いします。

○都市整備部長兼危機管理監　それでは、防災安全課が所管する決算につきまして御説明をさせていただきます。

初めに、歳入でございます。

事項別明細書の54ページ、55ページをお願いいたします。

中段の14款1項1目1節総務管理使用料のうち、備考欄の防災安全課所管の防災センター目的外使用料（職員組合）ほか2項目でございます。

続いて、70ページ、71ページをお願いいたします。

上段の16款2項1目1節総務管理費補助金のうち、備考欄の防災安全課、元気な愛知の市町村づくり補助金のほか3項目でございます。

ページはねていただきまして、76ページ、77ページをお願いいたします。

76ページ、77ページ最上段の17款1項1目2節使用料及び賃貸料のうち、備考欄の防災安全課、防災センター自動販売機設置場所貸付収入でございませす。

次に、同じページの下段、18款1項1目1節総務管理費寄附金のうち、備考欄の防災安全課、寄附金でございませす。

ページはねていただきまして、84ページ、85ページをお願いいたします。

最上段、21款5項2目11節雑入のうち、備考欄の防災安全課、放置自転車等売却代のほか3項目でございます。

続きまして、歳出でございます。

大きくはねていただきまして、120ページ、121ページをお願いいたします。

120ページ、121ページ最下段の2款1項8目防災安全費、備考欄の人件費等から128ページ、129ページの下段、備考欄の防犯灯補助事業まででございます。

次、大きくページはねていただきまして、202ページ、203ページをお願いいたします。

202ページ、203ページ中段の3款4項2目災害救助費、備考欄の災害救助事業でございます。

補足説明はございません。御審議のほど、よろしくをお願いいたします。

○委員長　これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

○牧野委員　125ページでお願いします。

中段の防災システムの運用事業なんですけれども、この借上料が下がってきているのは、これはシステムアップか、リースアップか、何かそういうことでしょうか。

防災システムの賃借料が、令和2年度が248万円なんだけど、63万円に下がってきているんで、それは何かそういう基幹の更新によるダウンでしょうかね。ちょっと細かいのは分からんかもしれんね。

いいんです。これは細かい話は、実際、実務の担当しか分かんないんで。

○都市整備部長兼危機管理監　すみません。

○牧野委員　いいです、今回もらわなくても。また聞きますから。

○都市整備部長兼危機管理監　申し訳ございません。

○牧野委員　その下で、また細かいのもあって、防災システムの下で防災行政無線の電源装置の更新事業というのも大きく出ているんで、多分これはしたんだということで解釈しています。

それから、その下の細かいのもいいです。部長に質問する内容じゃないか

ら。

それから、129ページで、細かい数字で申し訳ないんだけど、129ページの下のほうに江南防犯協会連合会負担金というのが、これはどういう組織なのか、分かれば教えてもらいたいんですけど。

- 都市整備部長兼危機管理監 江南防犯協会連合会負担金ということですが、目的としましては、犯罪のない安全に安心して暮らせる社会の実現を目指して啓発活動等を推進するというものでありまして、こちらの構成としましては、江南市事業所防犯協会だとか、江南地区金融機関防犯協会、あと江南市災害協力会、そういった団体の集まりでありまして、この金額につきましては、一定の額掛ける、いわゆる世帯数で算出がされております。

そうした中、内容的には、例えば防犯カメラの設置補助金だとか、そういったことをやっております。

- 委員長 ほかに質疑はありませんか。

- 大薮委員 歳入のほう、ページ数が85ページ一番上です。放置自転車等売却益、それから放置自転車等返還金ということで、去年から今年にかけて、この放置自転車の行き先をずっと調べていましたところ、市内の一部の自転車取扱店が、入札になるんですかね、扱って、実際にそれを修理などして売却しているというふうには伺っていたんですが、実際問題、数件あった中で、半分ぐらいの自転車を扱ってくる事業者さんが「もううちやっておらんよ」と言われるんですね。「何でですか」と聞いたら、入ってこんでねえと言われるんですね。どうなっちゃっているのかなと。

うち江森なもんですから、自転車を預かっているところ、めちゃめちゃたくさんあるんですよ。いつとき大きなトラックに、まだ動くような自転車まで山積みにして持っていっているような状況。実際、関東のほうへ行きますと、そういった自転車もガレージセールみたいな感じで市民の皆さんにお安く分けているようなところもあるんですね。聞いてみますと、それなりに収入があるというふうに聞いています。

この辺りというのは、去年、今年になってからではなく、随分前からそういうことになっていると思うんですが、最近見直し等はされていましてでしょうか。

○都市整備部長兼危機管理監　見直しを最近したという話は聞いておりませんが、リサイクル可能なものと、リサイクルがちょっと難しいものがありまして、いわゆるリサイクル可能な自転車処分については、江南市リサイクル自転車協会に見積りを徴収して売払いを行っているということでもあります。これが16台ありまして、これが1台1,000円で1万6,000円。多分、リサイクルが不可能な自転車等の処分ということで、こちらにつきましては、福祉団体のほうへ売払いをしているものであります。これは1台当たり54円ということでもあります。

○大藪委員　今おっしゃったようなことが、結局この金額に跳ね返ってくるのだと思いますが、そういった関東のほうのある自治体のほうに聞いてみますと、売上収入だけで、ほぼ江南市と同じ10万人ぐらいの都市だったんですが、売上げだけで六十何万円とかという金額を年間稼いでいるんですね。やはり売り方というか、先ほど言ったような、実際にリサイクル可能か可能でないかというのは、どなたがどのように判断されてみえるのか、私、分かりませんが、私がトラックに積まれている自転車を横で見ている、向こうの担当も不思議そうにしてみえましたが、どう見ても、これ動くぞというやつが山積みになっていくのを何度も見えています。そういったところを、もうちょっと収入を上げる努力をしていただきたいという希望ですので、よろしくをお願いします。以上です。

○委員長　では、希望ということで承りました。

ほかに質疑はありませんか。

〔「ございません」と呼ぶ者あり〕

○委員長　質疑も尽きたようでありますので、ここで議案第65号の令和3年度江南市一般会計歳入歳出決算認定の都市整備部までの審査が終了したということで、一時中断をさせていただきます。定刻の2時ということで、当初からお願いしてありましたが、請願第16号の審査をしていきたいと思っておりますので、これについて御意見はありますでしょうか。

〔挙手する者なし〕

○委員長　では、請願のほうを進めさせていただきたいと思っております。

請願第16号 「消費税インボイス制度の実施中止を求める意見書」の
提出を求める請願

○委員長 では、請願第16号を審査していきますので、お願いいたします。

では、ここで傍聴の申出がありました。

当委員会への傍聴の申出がありましたので、傍聴については委員会条例第18条の規定によりまして、委員長の許可を得た者が傍聴することができるということになっております。傍聴を許可といたしたいと思いますが、御意見はありませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長 御意見もないようでありますので、傍聴を許可し、傍聴人の入室を許可いたします。

傍聴については7名の方が傍聴を希望されているということで、お願いいたします。

それでは、請願第16号 「消費税インボイス制度の実施中止を求める意見書」の提出を求める請願についてを議題とします。

それでは、事務局より請願文書の朗読をさせます。

○事務局 請願第16号、令和4年9月1日受付、件名、「消費税インボイス制度の実施中止を求める意見書」の提出を求める請願。

請願者、江南市赤童子町福住22番地、尾北民主商工会会長 千田憲三。

紹介議員、掛布まち子、三輪陽子。

請願趣旨は、請願文書表の別紙1を御覧いただきたいと思っております。

「消費税インボイス制度の実施中止を求める意見書」の提出を求める請願。請願趣旨。

新型コロナ危機や物価高騰、ロシアのウクライナ侵攻の影響等など景気回復が見通せず、中小事業者・個人事業者の経営困難が続く中、2023年10月からのインボイス制度（適格請求書等保存方式）実施に向け、昨年10月1日からインボイス発行事業者の登録申請が開始されています。

これまで、年間の課税売上高1,000万円以下であれば消費税の納税を免除されていましたが、インボイス制度の登録事業者になれば売上高に関わらず

納税義務が発生することに加え、発行する請求書の様式変更、システムの入替え、改修など多大な事務、経費の負担が生じることになります。登録していない事業者はインボイスが発行できないため、課税事業者との取引から排除されることが懸念されています。

景気の後退により大きな打撃を受けた中小事業者や個人事業主は、事業継続や雇用維持に懸命に取り組んでおり、新たな負担を強いるインボイス制度は、再起を図る事業者の重い足かせとなります。中小事業者や個人事業主にとって、仕入れや経費に含まれる消費税を価格に転嫁することは困難な状況であり、このままでは、インボイス制度の実施を契機とした廃業の増加、さらには地域経済の衰退を引き起こすことになりかねません。このため、日本商工会議所、全国中小企業団体中央会、日本税理士会連合会など様々な団体・個人からこの制度の中止や実施延期を求める声が上がっています。

コロナ禍を克服し、地域経済を活性化していく上でも、地域に根差して活動する中小業者の存在は不可欠です。中小事業者や個人事業主に多大な負担を強いる消費税のインボイス制度の実施は中止すべきです。

よって、以上の趣旨から、以下の事項についてお願いいたします。

請願事項。

1. 消費税インボイス制度（適格請求書等保存方式）の実施中止を求める意見書を国に提出すること。

以上です。

○委員長　この請願について意見陳述の申出がありました。

意見陳述については、議会基本条例第7条の規定により、委員長の許可を得て当該請願等に係る委員会の審査において意見を述べるができるということになっております。

また、陳述出席者につきましては5名を希望されております。

意見陳述を許可したいと思いますが、御意見はありませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長　御意見もないようでありますので、意見陳述を許可します。

陳述出席者の方は陳述席のほうへ御移動をお願いいたします。

それでは、陳述出席者の方に申し上げます。

陳述される方はお一人でお願いいたします。陳述時間はおおむね5分以内でお願いしたいと思います。こちらに端末のストップウォッチで時間を大体出させていただきました。5分程度で見ていただきましてお願いしたいと思います。多少超えていただいても構いませんが、大体見ていただければ分かると思いますので、お願いいたします。

それでは、陳述は千田憲三様ということで、陳述のほう、よろしくお願いいたします。

○陳述人（千田） 請願の提出者として意見を述べさせていただきます。

消費税は1989年に創設されてから34年目になります。消費税は応能負担の原則に反し、低所得者ほど負担が重い逆進性があり、徹底した大企業優遇の税制です。税制改正のたびに法人税が引き下げられ、消費税導入時40%だった大企業の法人税率は現在23.2%となっています。2020年度の国の税収は60.8兆円と過去最高を記録しましたが、その税収構造の変化は見ることができません。1990年度に4.6兆円だった消費税収が2020年度には21兆円まで増加したのに対して、法人税収は逆に18.4兆円から11.2兆円と減少していることから、消費税は法人税収の穴埋めに使われてきたと言われていています。

消費税施行当初は、中小業者の反対を抑えるために免税店制度や簡易課税制度を導入し、税負担や事務負担を軽減してきました。しかし、小さく生んで大きく育てるの言葉どおり、税率を引き上げるとともに、免税店は3,000万円から1,000万円に、簡易課税は5億円から5,000万円にそれぞれ適用上限を引き下げ、現在では所得税、法人税の税収を抜いてトップになり、国の税収の約3分の1を占める基幹税となっています。

2019年10月から消費税率が10%に引き上げられましたが、この増税に伴って複数税率が導入されました。同時に2023年10月からインボイス制度の実施が盛り込まれました。インボイス制度とは、適格請求書等保存方式のことをいいます。消費税の納税は、売上げにかかる消費税から仕入れ経費にかかる消費税を差し引いて納付する仕組み、いわゆる仕入税額控除方式です。現在、仕入税額控除の要件は帳簿及び請求書等の保存となっていますが、インボイス制度導入後は、税務署の承認を受けた登録番号のついたインボイス（適格請求書）でなければ仕入税額控除が認められなくなります。

インボイスは、現行の請求書の記載事項である請求書発行者の氏名または名称、取引年月日、取引内容、税率ごとに合計した対価の額、請求書受領者の氏名または名称に加えて、税率別の消費税額とインボイスを発行する事業者の登録番号が記載されていることが必要です。しかし、このインボイスは、誰でも勝手に発行できるわけではありません。インボイスを発行するためには、国税庁に登録申請をして登録事業者になることが必要です。登録事業者の名簿は国税庁のホームページで公開されていて、誰でも閲覧することができます。そして、登録事業者は免税の特例を受けられないと消費税法が改正されたことから、年間売上げが1,000万円以下であれば免税なのですが、登録をしてしまうと売上げが50万円とか100万円しかなくても課税事業者となって消費税を納税しなければならないのです。

インボイス制度は様々な問題点が指摘されています。その中でも最大の問題点は、課税売上高1,000万円以下の免税事業者はインボイスが発行できないという点です。いわゆる小企業や個人事業主など小規模事業者の多くが免税事業者に該当します。インボイス制度が導入されると、こうした免税事業者からの仕入れ、物品購入、役務提供などは仕入税額控除を受けることができなくなるため、課税事業者は消費税を納付において不利益を被ることになります。こうした不利益を避けるため、免税事業者は課税事業者からの申出として、インボイスへの登録、単価切下げなど取引条件の見直し、取引の中止などの可能性があります。その結果、多くの小規模事業者が取引先を失い、経営悪化や廃業が増加すると危惧されています。一方、課税事業者も、免税事業者である下請や取引先から「登録はしません」あるいは「条件の見直しに応じられません」などと言われて、下請、取引先をなくすことになって事業の継続が困難になりかねません。

インボイス導入の影響は、どれほどの人に及ぶのでしょうか。国勢調査や法人企業統計調査などのデータから、個人・法人の事業者数は約794万者、そのうち消費税の課税事業者は約315万者、残りの約497万者が免税事業者と推計されます。さらに、国勢調査では、自営業者に分類されていない、いわゆるフリーランスの人たち、雇用契約によらない電気やガスの検針員などの人たち、全国に70万人いると言われているシルバー人材センターの会員も消

費税法上では事業者となり、消費税課税対象となります。

○委員長　　すみません、そろそろ5分ぐらいですので、まとめていただいて凝縮してお願いします。

○陳述人（千田）　　インボイスの導入の影響は多くの人々に及び、その数は1,000万人以上とされています。インボイス制度の導入は事実上、免税事業者をなくし、税率変更を伴わない増税を目的としています。財務省は、インボイス制度導入で免税事業者のうち161万者が課税事業者となると想定し、1者当たりの負担額15万4,000円、合計2,480億円の増収を見込んでいます。これは、年間売上げが400万円ほどの手間請けの一人親方が簡易課税第4種を選択した場合の負担額に相当します。こんな零細な事業者からも消費税を取り立てるのがインボイスの導入なのです。

インボイスの本来の目的は、取引の正確な消費税額と消費税率を把握することです。とすれば、従来の請求書に記載すべき項目を定めるだけで問題ないと思います。消費税は売上げにかかる消費税から仕入経費にかかる消費税を差し引いた額を納税するもので、制度の本質上、仕入税額控除ができることが当然です。現行帳簿及び請求書等が保存されていれば仕入税額控除ができるという要件を、インボイスでなければ仕入税額控除ができないとすることは、制度の骨格を崩すことにつながります。

このように、中小業者などへの負担を直接的・間接的に増大させるインボイス制度ですが、何よりもコロナ禍、物価高騰などで社会全体が混乱している中、地域経済に大きな影響を与えるもので、極めて問題点の多いインボイス制度を予定どおり推し進めようとする政府の姿勢が極めて問題だと考えます。

よって、住民の声を代表する貴委員会、貴議会が政府に対してインボイス制度実施中止を求める意見書の提出をされることを求めて、意見陳述を終わります。

ちょっと時間を超過しましたが、申し訳ありません。

○委員長　　ありがとうございました。なかなか5分という時間は難しいと思いますが、ありがとうございました。

これより委員から陳述出席者の方々へ質疑を行います。陳述出席者の方々

におかれましては、委員からの質疑にはどなたがお答えいただいても結構です。ただし、陳述出席者の方々から委員への質問はできませんので、よろしくお願いいたします。

それでは、質疑はありませんか。

○三輪委員　この制度で特に問題は、いろいろあるんですけど、その中で例えば作家とか漫画家とかが匿名というかペンネームで書いているのを本名で出て、それが世界中に公開されちゃうというようなこともあるということを知ったんですけども、そういうことに対する何か対策というのがあるのか、そういう問題点についてはどうなのか。すみません、分かったら教えてください。

○陳述人（兼松）　取りあえず登録するときに、一応、登録のとき必ず必要なのは住所、それから名前ということなんですね。それに付随して……、ごめんなさい、住所は付随してですね。公開を望まなければ一応公表はされないということなんですけれども、ただ、今、三輪委員言われたように、例えば俳優だとか、漫画家だとか、そういうところで食べている人たちはペンネームを使っていらっしゃるということで、ペンネームと本名がひもづけされてしまうおそれはあります。

ですから、諸外国でいうと、番号から検索することはできても、逆はできないんです。ただ、日本の今回もくろんでいるインボイスは逆ができるということになりますので、そういう非常に危惧されているところはあるということです。

あともう一つ、非常に心配されているのは、商用でどんだけ使ってもいいという話になっています。だから、大企業などが、このインボイスの番号の閲覧の一覧をダウンロードして商用で活用するということは自由にできるということになっていて、これも諸外国では普通はやられていない、日本だけのことですので、それも心配されているということです。以上です。

○委員長　ほかに質疑はありません。

○牧野委員　ちょっと素人の質問で申し訳ないんだけど、1,000万円以下の企業で、普通のというのか、商取引をしようと思うとインボイスが要りますよね。だから、個人で売買する、個人で自分で作ったものを個人に売るよう

な場合は、1,000万円以下でも1,000万円以上でも登録しなくてもいいんですよ、別段、仕入れも売上げも関係ないです。これは強制ではないんですよ。企業とやろうと思えば、どうしてもしないと、しなくてもできるけど、多分、企業のほうから勝手にインボイスで消費税をやってくると思うんですけど、そこら辺、実際は自由でできるものなんですか。

○陳述人（千田）　　今言われている取引の件なんですけれども、事業者間の取引は営業という関係で当然アウトになるんですけれども、被事業者が個人的な例えば営業取引でないことをやられるということですか。

それは勝手にやってもらって、申告が反映しなければ別に問題ないかと思うんですけれども、ただ、事業者間の取引でいうと、先ほども説明させていただいたように、仕入税額控除ができないと課税事業者の税負担が多くなると。その分、例えば取引先に対しては、利益交渉なり、もう取引をやめるということで、小規模事業者の取引の範囲が狭まったり取引が停止されたりということと事業継続が成り立たなくなるということはあるかと思います。

○牧野委員　　それで、来年の10月からインボイス制が零細・中小も入ってくるんだけど、今現在既にやっているわけで、今、企業の取引をやっているところはもう既に多分されているし、企業と取引していないところはしていないと思うんだけど、先ほど400何ですか、すごい数字を言われて、479万者、1,000万人がこの企業に相当して、実態は今そこはインボイス制度は全然入れていないということなんですけれども、多分と思うんだけど、そこは多分、企業とも取引していないんじゃないですか。そこら辺のデータというのはお持ちでしょうか。

○陳述人（兼松）　　データはないんですけれども、要するに個人事業者も含めて親企業と取引をしていますよね。個人事業者も含めて、例えば建設業にしろ、製造業にしろ、親企業があつて、親方から仕事をもらいますよね。そのときに、親方から仕事をもらうんですけれども、それが例えばその人が1,000万円以下しか今なければ、今は免税されていますので消費税は申告しなくてもいいということなんですけれども、今回、インボイスが始まると、親方から発注された、例えば年間800万円なら800万円の仕事なんですけれども、今は普通に仕入税額控除を親方は引けるんですけど、インボイスが始ま

ると、下請企業、今の個人事業者800万円の人たちは、あえて税務署に届け出て課税業者になりますよという届出をしないとインボイス番号をもらえないんですよ。番号がないと仕入税額控除ができないので、親方はその消費税を肩代わりしなきゃいけないということ、取引ができなくなるという仕組みなんです。

○牧野委員 シルバー人材とよく似ているんだけど、例えば一人親方がいて、現在は発注元、中請、下請、孫請まであって、今現在はどうなっているの、それ。今現在はインボイス、一番下の末端の職人さんなんかはせずに、親方はどういうふうに支払い形態をしているの、仕入れは。

○陳述人（兼松） 今はインボイスがなくても末端まで、要するに消費税も含めて一応支払っていることにはなっているんですね、親から。また中で受けた方は、その下にまたですよ。末端で例えば一人親方で仕事をしている大工さんなんかだと、一応、例えばその人が400万円の売上げしかなかったとしますよね。400万円には一応税込みでもらっていることにはなっているんですね。だから、親方は消費税を引けるんです。でも、今度インボイスが始まると、その400万円の中に入っている消費税は親方は引けなくなっちゃうんですね。ということで、末端までそういう話になっているということです。

○委員長 ほかに質疑は、質疑からでないか。

○三輪委員 今、政府が導入してくるのに、複数税率8%と10%があるので、それがごまかされたりして、ちゃんと納められていないことがあるので、こういう適格なのをやるというようなことなんですけれど、現在そういう税率によって、ちゃんと税金が納められていないとか、そういう不正があるとかというようなことはあるんでしょうか。

○委員長 どなたかよろしいですか。

○陳述人（千田） 現在、仕入税額控除というのは、帳簿方式で売上げにかかる消費税から仕入経費にかかる消費税を差し引いた額を納めるというのが原則なんですけれども、現在の領収書の中には税率別の取引価格は記載することになっているので、税率別の売上げを合計して、そこから8%の消費税分とか、あるいは10%の消費税分とかというさじ計算をしているわけですね。

消費税導入後、ずっと記帳方式、帳簿方式でやっていて特別に問題はないと思っています、納税どうのこうのという話はね。

あと、もう一つだけ追加というか、事業者数が1,000万規模になるよという話を先ほどしましたけれども、その中には例えばプロのスポーツ選手なんかも個人事業主扱いなので、報酬が1,000万円以下の場合は、別に今は問題ないんですけれども、今後、インボイスが導入されれば、その人たちも課税事業者の登録をして消費税の納税対象になりますよということで、事業者に限定しなくて、そういう人たちも含めた数だというふうに御理解いただけるとありがたいです。

○中野委員 請願の中に、仕入経費に含まれる消費税を価格に転嫁することは困難だという一文があるんですけれども、その困難だという状況に至っているのはどういう理由からなのか、分かれば教えていただきたいんですけれども。

○陳述人（兼松） 理由は様々あると思うんですけど、一番分かりやすい話でいくと、例えばその辺でやっている一杯飲み屋、ありますよね、居酒屋とかスナックとか。ああいうところというのは、ママさんやマスターと話をされれば分かると思うんですけど、価格を決めるときに、例えば400円と決めて、それに例えば440円で売っているという人はあまりいないですよ。要するに400円なら400円なんですよね。その人たち大体言われるんですけど、8%から10%になったときに上げていません。それはどういうことかという、400円のまま、今も10%で400円ですから、結局その中に消費税は入っちゃっている話なので、内税方式というんですかね。そうすると、消費税分が身銭を切ることになっちゃっていて、転嫁できていなというのは、そういう意味です。

だから、8%から10%になったときに、例えば432円だったものを440円に上げていれば、それは転嫁できているということだと思うんですが、そういうことができていないのが、その辺の居酒屋さん、分かりやすい話でいくとそういうことです。

建設業や大工の方たちも、特に一人親方の大工さんなんかだと、1日当たり幾らという方が結構います。1日当たり1万8,000円でやっているとか。

そういう人たちもじゃあ8%から10%になったときに上げてもらっているかという、ほとんどの方は上がっていません、1万8,000円のまま。それは転嫁できていないということなんですよ。そういう実態は、いろんなところにあります。それは先ほどあったアニメーターだとか俳優さんとかたちも同じだと思いますので、かなり広いところで、そういう実態はあるんじゃないかというのは思います。以上です。

○委員長　ほかに。

○鈴木委員　なかなか聞いて、聞けば聞くほど分かりづらいことなただけど、今、私も最近スーパーとか、総額表示になるよということ、そういったことの危惧を防ぐ意味での、一応、攻防になっておるのかな、あれは。要するに、今はスーパーに買物にいくと、8%のものと10%のものかあって、レジでぱっとできるんだけど、今度はそれは総額表示でしなさいという格好になるというふうに聞いておるんですが、そういったことは今の現状に改善されることにはつながらないんでしょうかね。ちょっとまた次元が違う話ですかね。

○委員長　どなたかお答えいただける方がいらっしゃれば。

○陳述人（兼松）　今はもう基本総額表示なんで、先ほど言った居酒屋さんは400円なら400円で400円の記載なんです。そこに内税が入っている、税が入っているという。総額表示なんで、普通は400円となれば、400円のうち、内税ですんで、そこから内税計算した金額が消費税なんですけど、わざわざその辺のママさんたちは、そんな計算をして内税にしないので、400円は400円なんですよね。それは慣行としてまだまだそういうのが多くあって、先ほどの一人親方の人たちの中でも、多くは最後に8%で掛けて幾らとするところも増えてきましたが、いまだに1万8,000円のままという人はいます。それが要するに価格なので、値段なので、そこに消費税が入ってしまっているという理屈なんです。それは消費税の理屈なので。以上です。すみません。

○委員長　ほかに。

○鈴木委員　これは中に、これだけ確認しておきたいんですが、そういった問題があるということで問題を提起されて、単に一業者とかを言っているんでなしに、一番気になるところは日本商工会議所とか、全国中小企業団体対応会とか、ましてや日本税理士会連合会など様々な団体ごと。これは総意と

して、何か税庁だとか、あるいは政府のほうに申入れがある、そういった文書とかいうものはありますでしょうか。

そういう団体の声があることはあるんだけど、総意として。

- 陳述人（兼松）　　ちょっと今、資料を持ち合わせていないんですが、声明なり、談話というのはいちよつと弱いかもしれない。声明なりはあるかと思えます。それはごめんなさい、今日、資料として持ち合わせていないので、申し訳ありません。

〔発言する者あり〕

- 委員長　　ほかに質疑があれば。

- 牧野委員　　私も勉強不足で申し訳ない。この消費税というのは、例えばアメリカとかヨーロッパって、こういう年収制限みたいで、みなし課税だとか、そういう制度を入れているとか、全部売上げに対して10%とか15%とかいうのを全部しているのか。外国の制度でこういう日本風の免除みたいなルールというのはやっているところはありますか。すみません、勝手な質問ですが、御存じでしたら教えてもらいたいんですが、なければ結構です。

- 陳述人（千田）　　ヨーロッパでは日本と同じように、一定額、免税店制度ということ、日本は今現行1,000万円ですけれども、具体的には資料としてはあれですけど、やっていることについては、ドイツにしても、それからフランスにしても、400万円とか免税店の額は低くはなっているんですけども、500万円とかという形で免税店制度そのものは日本と同じようにあります。

日本も今、1,000万円は高過ぎるので、インボイスを導入して落ち着いていけば、免税店を500万円とか下げて、ほとんどの事業者は納税しないと商売の継続ができなくなるような、そういう納税環境の整備という言葉で準備しているんだろうなと思っています。

- 委員長　　ほかに質疑はありませんか。

- 三輪委員　　最後ですけど、事務手続が大変増えるということで、あと保存も必要というようなこともあるんですけども、導入するとなると、例えば経費の点でどのぐらいのものが要とか、どういう点が大変困難なのかという辺をちょっと。

○陳述人（兼松） 経費が幾らかかるかというのは事業規模によると思います。ただ、私どもの会員で、1人、製造業をやっている方と話をこの間したんですけれども、親会社から、要するにシステム導入を迫られているというか無理やり請求書が来ていて、数万円だということだそうです。それを導入すると、いろんな伝票、それから請求書等を発行すると、インボイスが打ち込まれてくるという状況なので、今、一つの例ですよ。製造業で、その方は従業員がパートさんを入れて10人ぐらいだと思いますけど、そこでそういう規模の経費がかかるということですね。

それを例えば一人親方、今言った400万円の方がそんなシステムを導入できるかというのと、できないです、その方はどうするかというのと、例えばその人の請求書なり領収書を発行するときに、インボイスの番号のついた印鑑を押すしかないですよ。そういうやり方はあるとは思いますが、いろいろな事務手数料がかかることは間違いはないということで、自治体もそうやって迫られていると聞きますので、今、インボイス対応で結構システム改修の補正が出ているとも聞いていますので、そういう経費はかかると思います。

○委員長 ほかに質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○委員長 では、質疑も尽きたようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

それでは、陳述出席者の皆様、ありがとうございます。陳述出席者の皆様は、傍聴席にお戻りをお願いいたします。

ありがとうございます。

それでは、これより審査を行います。

御意見はありませんか。

まず、今回の請願につきまして、紹介議員として三輪委員がサインをいただいているということもありますので、三輪委員のほうから御意見をいただくと助かりますが、お願いできますでしょうか。

○三輪委員 今、いろいろ聞いていただいて、江南市の場合は中小企業が本当に多いまちですし、これは全国的に問題に今なっているんですけれども、

地域の活性化、特に今、コロナ禍や物価高騰やら本当にいろんな面で業者の方が苦勞されている中、この制度が今というか3月までに登録しないといかんということになっているんですが、これが進んできますと、本当に廃業に追い込まれてしまうようなことも多いので、これは地方からなくすべきという声を上げる必要があるかなというふうに思います。

もし、まだよく分からんというふうなら、継続審議にさせていただくというようなことも可能かと思いますので、ぜひ反対にならない、これで否決しないようお願いしたいと思えます。よろしくお願ひします。

○委員長 ありがとうございます。

ほかに御意見を願ひしたいと思えますが。

手前から尾関委員、お願ひします。

○尾関委員 日本商工会議所さんが反対の表明をされているという文言がありながらも、実際に日本商工会議所さんは、インボイスに対する対策の勉強会をやったりとか認めているんですね、動きとしては。肯定しているものから、そこにブレーキはかける必要はないなというところを感じておりますので、請願等には反対の方向で考えております。

○委員長 ありがとうございます。

では、続けて牧野委員、お願ひしてもよろしいですか。

○牧野委員 私、この税制については意外と勉強不足で、本当はもっときちっと勉強しないと賛成・反対といけないんですよ。ただ、今実態の話を聞いていて、気持ちは分かりましたけれども、何が正しいのかは、ここで分からないんです、私個人が。だから継続審議にするのか、もう一回、議員として勉強するのか。だけど、多分政府もいろんなことを、意見を聞いた中で、こういった網かけをきちっとしていくという方針を決めたんだろうと私は推測しまして、一応、税制制度でこういうことを決められたことに対して私は基本的には賛成する方向でありますので、勉強不足でいいかげんな意見ですけども、個人的には勉強しなきゃいけないと思いましたが、一応これは賛成の方向で、要するに請願を取り上げないという形で意見です。

○委員長 今の確認は、請願に対しては反対の立場ということ。

○牧野委員 反対です。

○委員長　　という意見ということで承りました。

では、続けて中野委員、お願いできますでしょうか。

○中野委員　　今、請願の方のお声を聞いていて、気持ちは非常によく分かるんですけれども、中でも中小企業としてしっかりと、今現状の収入からじゃなくて、消費税分をきちっと価格転嫁して、そういうものをきちっと払っていく。今後は少子化、高齢化の中で、消費税の使途が社会保障費に充てられていくということで考えていきますと、きちっと明確化して、そういったところに還元していくということは悪いことではないと思いますので、この請願に対して反対というような意見で申し上げさせていただきます。

○委員長　　ありがとうございます。

では、続けて鈴木委員、お願いいたします。

○鈴木委員　　今、請願者の方の声も、現場の大変さということはよく理解はできたんですけれども、ただ一つのインボイス制度の目的ということも、もう少し僕たちも勉強せないかんという感じがするんですけれども、ただ去年の10月からそういう周知がされて、このインボイス制度の登録申請についての説明もあったということで、正直もし言われるんなら、時を逸しているかなという気がします。

もう一点は、そうした税というのは、そういった消費税を取り扱って納税できる方、できない方、そういうことがあると思うんですが、同じ土俵にしないと税の公平感ということが担保されないんじゃないかなという危惧があるわけですね、そういう徴収について。そうしたときには、こうした現場の問題ということをしかりと把握しながら、今までも政府に言わせると周知をしてきたというものの、なおかつ今こういう声が出てくるということについては、これはしっかりと今後、実施中止を求めるということでは無理だと思いますので、そうした現場の問題点をしっかりと伝えて、どこまで対応できるか分かりませんが、それは私たちも認識して、そういったことを申し入れていくと。そういう場合があった場合は、ちゃんと対処してくださいよというようなことを申し入れていくということは可能かもしれませんが、中止するというのはちょっと難しいんじゃないかと。

そういうことも含めて、この請願については少し難しいところを感じるこ

とも含めて、反対せざるを得ないかなと、こういうことでございますので、御理解賜ればと思います。以上でございます。

○委員長 ありがとうございます。

では副委員長、大藪委員、お願いします。

○大藪委員 皆さん、おいでいただきましてどうもありがとうございます。

いろいろ私も勉強させていただきました。昨年からこれは既に告知されております。私も実は個人事業主であります。個人事業主の立場としては、これは本当に何とかできんかなあというふうには考えておりましたが、一転世界に目をやると、残念ながら日本という国の間接税のパーセンテージを比べますと、諸外国と比べるとかなり低うございます。そういった点では、まだまだかなり高い間接税の税制を引いている国などもございます。そういった点では、先ほど鈴木委員がおっしゃったような税の公平性等を考えますと、これはまた事業主としても受けなければいけないのかなというふうに感じました。

そういった点で、今回については、申し訳ございません、この請願についてはお受けすることができませんが、お気持ちは非常によく分かりましたので、今後とも私も一生懸命勉強したいと思いますので、よろしくお願いします。以上です。

○委員長 ありがとうございます。

それでは、ほかに意見はありませんか。

[挙手する者なし]

○委員長 では、御意見も尽きたようでありますので、これをもって御意見をいただくのを終結いたします。

暫時休憩いたします。

午後 2 時44分 休 憩

午後 2 時44分 開 議

○委員長 では、休憩前に引き続き会議を開きます。

これをもって請願第16号を採決させていただきます。

暫時休憩いたします。

午後 2 時44分 休 憩

午後 2 時44分 開 議

○委員長 それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

それでは、これから請願第16号を採決いたします。

本請願を採択することに賛成の方の挙手を求めます。

[発言する者あり]

○委員長 まず賛成の立場の方ね。賛成の立場の方の挙手を求めたいと思います。

[賛成者挙手]

○委員長 挙手少数ということであります。よって、本請願は不採択とすることに決しました。

以上で請願第16号の採決は終了いたしましたので、これで請願は終了させていただきます。委員会のほうの審査に戻らせていただきます。

それでは、傍聴の皆様、ありがとうございました。

議案第65号 令和3年度江南市一般会計歳入歳出決算認定について
のうち
水道部
の所管に属する歳入歳出

○委員長 それでは、議案第65号 令和3年度江南市一般会計歳入歳出決算認定についてのうち、水道部のまず下水道課について審査をいたします。

[発言する者あり]

○委員長 すみません、暫時休憩いたします。

午後 2 時47分 休 憩

午後 2 時57分 開 議

○委員長 それでは、全員お集まりいただきましたので、休憩前に引き続き会議を進めます。

では続きまして、議案第65号 令和3年度江南市一般会計歳入歳出決算認定についてのうち、水道部下水道課について審査をいたします。

当局から補足説明がありましたらお願いいたします。

○水道部下水道課長　それでは、水道部下水道課所管の一般会計に係る決算について説明させていただきます。

初めに、歳入について御説明いたします。

恐れ入りますが、決算書の66ページ、67ページをお願いいたします。

中段の15款3項3目土木費委託金、1節河川費委託金は、鹿子島及び神明排水ひ管操作委託金でございます。

次に、74ページ、75ページをお願いいたします。

下段の16款3項5目土木費委託金のうち、2節河川費委託金は、青木川調節池などの県施設の操作委託金でございます。

次に、84ページ、85ページをお願いいたします。

上段の21款5項2目雑入、11節雑入のうち、備考欄の下水道課分でございます。

以上が歳入でございます。

続きまして、歳出について御説明いたします。

252ページ、253ページをお願いいたします。

8款3項1目河川費は、252、253ページの中段から254ページ、255ページ下段にかけて掲げております。

次に、270ページ、271ページの中段をお願いいたします。

8款6項1目下水道費でございます。

説明は以上となります。補足説明はございません。御審議のほど、よろしくをお願いいたします。

○委員長　これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○委員長　では、質疑もないようでありますので、続いて水道課について審査をします。

当局から補足説明がありましたらお願いします。

○水道部長兼水道事業水道部長兼水道事業水道部水道課長　令和3年度江南市一般会計歳入歳出決算認定について、水道課所管の決算について御説明をさせていただきます。

決算書の230ページ、231ページをお願いいたします。

歳出でございます。

中段、4款3項1目上水道費、27節繰出金でございます。

以上でございます。補足説明はございません。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○委員長 これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○委員長 よろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○委員長 質疑もないようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

暫時休憩いたします。

午後3時01分 休 憩

午後3時01分 開 議

○委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第65号を挙手により採決します。

本案を原案のとおり認定することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○委員長 挙手多数でございます。よって、本案は原案のとおり認定されました。

議案第67号 令和3年度尾張都市計画事業江南布袋南部土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算認定について

○委員長 続いて、議案第67号 令和3年度尾張都市計画事業江南布袋南部土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

それでは、当局から補足説明がありましたらお願いします。

○都市整備課長 議案書の156ページ、令和4年議案第67号 令和3年度尾張都市計画事業江南布袋南部土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算認定に

ついて御説明をさせていただきます。

それでは、決算及び附属資料29ページをお願いいたします。

33ページにかけまして、本事業の特別会計歳入歳出決算書でございます。

内容につきましては369ページ、令和3年度当事業特別会計歳入歳出決算事項別明細書で御説明させていただきます。

ページをはねていただきまして、370ページ、371ページをお願いいたします。

歳入でございます。

1款使用料及び手数料から最下段、5款諸収入まででございます。

ページをはねていただきまして、372ページ、373ページをお願いいたします。

歳出でございます。

1款総務費、下段、2款土地区画整理事業費は、374ページ、375ページまででございます。

376ページには実質収支に関する調書を掲げております。

以上、補足説明はございません。どうぞよろしくをお願いいたします。

○委員長 これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

○三輪委員 375ページの物件移転等補償事業というのがあるんですけど、これはどこへ何を移転したものでしたか。

○都市整備課長 こちらのほうでございますが、その上段に工事請負費というのがございまして、こちらの工事に伴いまして発生するものでございます。内容といたしましては、水道管の移設が必要になりましたので、そちらのほうの補償費でございます。

○委員長 ほかに質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○委員長 よろしいですか。もうちょっと時間が要りそうですか。

○鈴木委員 すみません、ここに不用額が出ておるんですが、工事請負のですね。この不用額は安くなったということは、何か特段の理由はありますか。

○都市整備課長 こちらにつきましては、落札による残額ということで、不

用額として上げさせていただいています。

○鈴木委員 そんなに安くなるの。どうしてそんなに。

○都市整備課長 こちらの落札率のほうですけど、94.9%、約95%ぐらいということになりますので、こちらの金額につきましては……。

○鈴木委員 積算して、それぐらいで落札されるということが大体多いということやね。

○都市整備課長 落札につきましては、それぞれの工事によって当然変わってくるものですが、本工事につきましては、この率で落札されたということでございます。

○鈴木委員 分かりました。適切な積算だったということで理解しました。

○委員長 ほかに質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○委員長 では、質疑も尽きたようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

暫時休憩いたします。

午後 3 時 08 分 休 憩

午後 3 時 08 分 開 議

○委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第67号を採決します。

本案を原案のとおり認定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり認定されました。

議案第70号 令和3年度江南市水道事業会計利益の処分及び決算認定 について

○委員長 続いて、議案第70号 令和3年度江南市水道事業会計利益の処分及び決算認定についてを議題といたします。

それでは、当局から補足説明がありましたらお願いします。

○水道部長兼水道事業水道部長兼水道事業水道部水道課長 議案第70号について御説明を申し上げますので、議案書の159ページをお願いいたします。

議案第70号 令和3年度江南市水道事業会計利益の処分及び決算認定について御説明させていただきます。

別冊の令和3年度愛知県江南市水道事業会計・下水道事業会計決算書及び事業報告書の5ページをお願いいたします。

令和3年度愛知県江南市水道事業決算書でございます。

はねていただきまして、6ページ、7ページの令和3年度江南市水道事業決算報告書から、少しはねていただきまして、16ページから19ページの令和3年度江南市水道事業貸借対照表、注記まででございます。

なお、14ページには令和3年度江南市水道事業剰余金処分計算書（案）を掲げておりますので、よろしくをお願いいたします。

続きまして、21ページをお願いいたします。

令和3年度愛知県江南市水道事業報告書でございます。

はねていただきまして、22ページの1. 概況から、少しはねていただきまして、40ページ、41ページの5. 附帯事項まででございます。

続きまして、43ページをお願いいたします。

令和3年度愛知県江南市水道事業その他決算附属書類でございます。

はねていただきまして、44ページの1. 令和3年度江南市水道事業キャッシュ・フロー計算書から、少しはねていただきまして、54ページから59ページの5. 企業債明細書まででございます。

補足説明はございません。御審議のほどよろしくをお願いいたします。

○委員長 これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

○牧野委員 19ページでリース契約により使用する固定資産というのが載っているんですが、決算書の。これがどういう意味なのか説明してもらいたいんですが。どこのどの固定資産のリース契約をしているのか。それで賃貸借処理を行っているということが書いてある。この説明をお願いしたいんですが。

○水道事業水道部水道課主幹 リースの内訳ということですが、まず

リースしているのが給配水管のシステム管理ということで、管路図をシステムとして持つておるんですけど、そのシステムの借上料、あとは水道工事の工事費を積算する積算システムの借上料、あとは給与会計システムで収支をやっているんですけども、その機械の借上料などがございます。

○牧野委員 機械だな、これ固定資産。

○水道事業水道部水道課主幹 システムが入った機械という形で。

○委員長 ほかに質疑はありませんか。

○三輪委員 決算書の33ページで、修繕費がかなり大幅に減っているんですけども、これは昨年に比べて何か違いがあったということでしょうか。

○水道事業水道部水道課主幹 この主に3条のほう、収益的のほうで使っている修繕というのが、昨年度は配水場のほうの電動弁の取替えということで1つ大きな修繕があったんですけども、今年度は大きい修繕はなかったということです。

○三輪委員 令和2年度ということですね。

○水道事業水道部水道課主幹 令和2年度ですね。こういう大きい修繕というのは、機器一つ一つが結構高額になるものですから、毎年変動するということがございます。

○委員長 ほかにありませんか。

○三輪委員 13ページのほうで全体的なあれなんですけど、昨年度の末残高が2億7,200万円ほどで、さらにこれが積み上がって、今年度4億円ですかね。かなり剰余が出ているということですが、これは令和3年度は減額がなかったりとか、料金を値上げしたということなんですけど、毎年このぐらいの剰余が出るという見込みなんですか。

○水道事業水道部水道課主幹 議員おっしゃいますように、料金改定を令和2年度にやっておりますして、令和2年度はコロナ減額等々で料金が今年度より少なくなっていますけれども、その分がなくて利益剰余金が増えているという形です。

今後の動向ですけれども、収益的収入のほうでは黒字になっておるんですけども、資本的支出のほうで大幅な赤字ということになっています。この収益的収入のほうで得た利益を資本的支出のほうに回している状況です。今

後も水道の健全な経営を進めていく上では、この利益剰余金というのは一定程度必要だというふうに考えておりますので、よろしく申し上げます。

○委員長 ほかに質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○委員長 では、質疑も尽きたようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

暫時休憩いたします。

午後 3 時 16 分 休 憩

午後 3 時 16 分 開 議

○委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第70号についてお諮りします。

初めに、利益の処分について採決したいと思います。

利益の処分について、挙手にて採決させていただきます。

本案を原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○委員長 挙手多数でございます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

続いて、決算認定についてを挙手により採決します。

本案を原案のとおり認定することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○委員長 挙手多数でございます。よって、本案は原案のとおり認定されました。

議案第71号 令和3年度江南市下水道事業会計決算認定について

○委員長 続いて、議案第71号 令和3年度江南市下水道事業会計決算認定についてを議題といたします。

それでは、当局から補足説明がありましたらお願いします。

○水道部下水道課長 議案第71号について御説明申し上げますので、議案書の160ページをお願いいたします。

議案第71号 令和3年度江南市下水道事業会計決算認定について御説明させていただきます。

恐れ入りますが、別冊の令和3年度愛知県江南市水道事業会計・下水道事業会計決算書及び事業報告書の61ページをお願いします。

令和3年度愛知県江南市下水道事業決算書でございます。

はねていただきまして、62ページ、63ページの令和3年度江南市下水道事業決算報告書から、少しはねていただきまして、70ページ、71ページの注記まででございます。

なお、67ページには令和3年度江南市下水道事業剰余金計算書を掲げておりますので、よろしく願いいたします。

続きまして、73ページをお願いいたします。

令和3年度愛知県江南市下水道事業報告書でございます。

はねていただきまして、74ページの1. 概況から、少しはねていただきまして、91ページの5. その他まででございます。

続きまして、93ページをお願いいたします。

令和3年度愛知県江南市下水道事業その他決算附属書類でございます。

はねていただきまして、95ページの1. 令和3年度下水道事業キャッシュ・フロー計算書から、少しはねていただきまして、112ページ、113ページの5. 企業債明細書まででございます。

補足説明はございません。御審議のほどよろしく願いいたします。

○委員長 これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

○牧野委員 今頃聞くの恥ずかしいんだけど、75ページの下から5行目ぐらいのところに、当年度分損益勘定留保資金2億6,804万5,018円、これは決算書か収益か、どこの数字に載っているの、表に、この金額の。これで赤字を消していくんだけど、これってどこの表を見たら出てくるの。

○水道部下水道課長 こちらの表ですけれども、64ページ、65ページ、65ページと言った方がいいんですが、65ページの支出のところの一番最下段のところに、ちょっと見にくいところなんです、この当年度分損益勘定留保資金の2億6,800万……。

○牧野委員 65ページ。

○水道部下水道課長 65ページの一番枠外の。

○牧野委員 枠外、ここか。ここに載ってくるんだ。処理はしてあるから、
こうか。枠外に入ってくる。大体分かりました、今頃。はい、了解。

○委員長 ほかに質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○委員長 では、質疑も尽きたようでありますので、これをもって質疑を終
結いたします。

暫時休憩いたします。

午後 3 時 21 分 休 憩

午後 3 時 21 分 開 議

○委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第71号を採決します。

本案を原案のとおり認定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり認定されま
した。

以上で、当委員会に付託されました案件は全て終了いたしました。

なお、委員長報告の作成につきましては、正・副委員長に御一任いただき
たいと思いますので、よろしくお願いいたします。

行政視察について

○委員長 続きまして、行政視察についてを議題といたします。

皆様はタブレットを御覧いただきたいのですが、今、タブレットのほうに
提示のほうが出てきていると思います。資料をタブレット端末に配信してお
りますので、皆様、御覧ください。

この件につきましては、去る6月の委員会におきまして正・副委員長に御
一任いただいておりますので、そうしたことから検討した結果を本日御報告さ
せていただきます。

行政視察につきまして、まず日程ですが、10月31日月曜日から11月2日水曜日までの2泊3日であります。

視察先と調査内容につきましては、10月31日月曜日は広島県福山市でP a r k - P F I についてを、翌11月1日火曜日は広島県東広島市でごみ処理施設広島中央エコパークについてを、最終日の2日水曜日は広島県三次市で個別避難計画における三次市の取組についてをそれぞれ調査いたします。

このような内容で進めていきたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長 御異議なしと……。

○三輪委員 1日の午後は何も予定がないんですけど、これは移動にかかるということですか。

○委員長 私で答えさせていただきますが、移動に時間がかかるということで、あえて入れておりません。

では、再度確認させていただきます。

このような内容で進めていきたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長 御異議なしと認めます。それでは、よろしく願いいたします。

なお、詳細な資料につきましては、来月中旬までには事務局から届けさせていただきますので、視察当日にお持ちいただきますようお願いいたします。

今年度の当委員会の研修会について

○委員長 続きまして、今年度の当委員会の研修会についてを議題とします。

この件につきましては6月の委員会でも議題とし、御意見や御提案を正・副委員長までお知らせいただくようになっておりましたが、現在特に決まっておられません。日程や研修テーマ、内容、講師などについて、何か御意見はございますでしょうか。

〔挙手する者なし〕

○委員長 特にはないでしょうかね。

○大藪委員 せっかくだで、さっきの話の中部大のG I S、あの教授に来て

いただくとか、GISは面白くないですか。

○委員長　では、今、一つの意見として中部大学の教授さんにGIS等の、少しこのようなテーマでというふうな話がありました。

まず、ではこれを第1の案として進めていき、相手側の御都合もありますので、正・副委員長に……。

[発言する者あり]

○大薮委員　中部大学の、まだ教授はたくさんいるんですけど、名大のGISの……。

○委員長　ちょっと説明をします。大薮委員からその内容の軽く御意見の説明を。

○大薮委員　よろしいですか。GISに関しましては、基本的に名古屋大学で随分研究された内容を春日井市にございます中部大学が実際に実施しているとか実証実験を随分重ねて、かれこれ10年以上やっておられます。全国的にもこの中部大学、非常に注目をされておまして、ごめんなさい、その専門の名大の教授の名前を忘れてしまったからいけないんですけども、大体そのGISの関係の教授でしたら非常に興味のあるお話がたくさんいただけたと思いますが、いかがでしょうかということです。

○鈴木委員　そのGISというのが、要するにどういった観点で参考になるという視点があるんでしょう。

○大薮委員　先ほども実際に答弁の中でも出てきましたとおりのことで、例えば人口の密集したところのDID地区だとか、そういったところにいろんなデータが重なってきます。一番最新のものと、これは春日井市で実証実験を行ったんですけど、例えば春日井市で携帯電話のSNSで発信された、例えば「冠水」という言葉だけを全部拾い上げるんですね。拾い上げて、冠水という、要するに水につかる「冠水」という文字が打ち込まれたメールが何件あったかという地区を地図にぽんと落とすことができるんですね。この地区、この辺りで冠水が起きたぞとか、それから「火災」という文字だけを拾って、ここで火災が起きているぞだとか、そういったものに関して例えば今後の対応に使ったりとか、そういうふうないろいろな応用ができます。ごめんなさい、僕もちょっと、もう十数年前のお話ししか覚えていないので。

- 鈴木委員　　大体今分かった。要するに位置情報を、そういうような活用の仕方をするということやね。要するに普通の位置情報だけでなしに、それをいろんな格好で、今言ったような絡めていくということやね、それを利用できるの、行政として。そういう視点があるということやね。
- 大藪委員　　というのも、私がもう既に六、七年前にその情報を仕入れてから、残念ながらそれ以降仕入れていないんですね。すると、それ以降もっとすごいのができているんじゃないかなというところがありまして、恐らくこの建産、ですから防災関係とか、そういったことには非常に議員の役には立つんではないかなというふうに、そんなふうに考えました。
- 委員長　　それでは、今の大藪委員からの御提案がありました中部大学の講師の方を迎えた形で、GIS関連の今の最新の動向等の勉強会、研修会のほうを進めていくほうの案で考えていきたいと思いますが、最終的には相手方の御都合や、いろいろ日程的なものもありますので、正・副委員長にこの件を御一任いただいて、そちらで調整させていただくということで進めたいと思いますが、いかがでしょうか。

〔「お願いします」と呼ぶ者あり〕

- 委員長　　よろしいでしょうか。

では、御異議もないようでありますので、それではそのように正・副委員長のほうで少し進め方について検討、調整させていただきますので、後日改めて御報告させていただきます。よろしく願いいたします。

市民と議会との意見交換会

- 委員長　　それでは続きまして、市民と議会との意見交換会を議題といたします。

こちらについてもタブレットのほうに資料のほうに掲載してあります。

この件につきましては、議会改革特別委員会において、令和5年1月または2月に各常任委員会で市内の各団体との意見交換会を行い、対象団体、テーマ、日程、開催場所については各常任委員会で検討していくことと決定し、8月19日に開かれまして各派代表者会議におきまして、その結果が報告され

了承が得られたというところであります。

つきましては、議会改革特別委員会から対象団体の案が、今こちらのタブレットのほうに示されております。この案を踏まえまして、本件について御協議をいただきたいと思っております。

なお、このタブレットのほうには、団体との意見交換会の過去の実績をタブレットのほうに表示、配信しておりますので、御参考にいただければと思います。1枚目のページが過去の実績、2枚目のほうで今回の案ですね。

対象の相手の団体が、商工会議所さん、もしくは青年会議所さんと建設産業委員会として意見交換を行ってほしいということで、一つの案としてのものであります。必ずここでやらなければいけないこともないです。委員会として適当である対象団体であれば、どこでも可能であります。

では最初に、まず意見交換会を行う対象団体について、何か御意見がありましたら、お願いいたします。

防災関係、都市整備部関連の公園や道路、土木、建築に関連するところ、経済環境部の農業、環境、商工、というところでの対象団体があれば。

○大藪委員 何だったっけ、災害協力……。

○委員長 防災も含めてですね。都市整備部さんは防災安全課もありますので、防災関連の団体でもいいですし。

団体なのか、取引のある事業者さんの集まり、集合体みたいなものでもいいと思いますし。

○中野委員 団体もそうなんですけど、時期的には1月、2月ぐらいになるのかな。そこら辺で話ができる団体という形になるんですよ。

○委員長 12月になると、また定例会がありますので、定例会途中にということもなかなか難しそうだということで、早くすぐできるなら11月というのもしもありませんけど、ただ9月の中旬ということもあって、相手の都合もあるということで余裕を見ると。あとは、11月は中学生との意見交換会の日程が幾つか組まれておりますので、そこと対象が違うので、ざっくりばらんに話すという面ではやれなくもないですけど、一応スケジュール的には過密になってくる場所もありますので、今のところ1月、2月。あえて無理に1月、2月ということもありませんので。

○大藪委員　これは建産につながるかどうか分からないんですけれども、将来的に例えば江南市の人口を下がるのを止めたりとか、それから増やすためにも、例えば住宅供給販売メーカーなどの組合などがあれば、そういったところで実際に江南市に引っ越してこられる方とか、それから住まわれる方の生の声が聞けたらいいなあというふうには思うんですけれども、これがこっちに関係してくるのかどうか分かんないで、皆さんでもんでいただければと思うんですが。

先々の税収の件もありますし、あまり人口を落としたいくないので、そういったところでは一番最前線にあるのが、そういった住宅販売、それからああいうあっせんだとか、それから中古住宅なんか、何て言うんですか、あれは。そういうような組合さんがもしあれば、そういったところの話を聞けると。

〔発言する者あり〕

○大藪委員　分かんないですよ、全然、僕。専門じゃない。

○中野委員　宅建業者とか、ああいうところ、建築課のほうに確認すると連携しているところもあると思うので、まちづくりみたいな観点ならいいんじゃないのかなと思うんですけど。まちづくりというか、こじつけにはなるかもしれないけど、まちづくりというようなつくりで考えれば、都市計画とか都市整備とかという考えでいいんじゃないのかなあと思うんですけど。

○委員長　1つは宅建事業者であったり、住宅販売のメーカーの事業者、組合みたいなものがあればというので御意見を今いただきました。

その他の御意見等は。

○尾関委員　今のお話でぱっと浮かべば宅建協会かなあとは思いますが。宅建協会だと、農地法も絡みますし、都計法も絡みますし、あと空き家も協定を市は結んでいますので、そういう意味で江南市、こうあったらいいのにといい思いは聞けるかなあというところがあります。

住宅の供給会社さんは基本民間なので、組合とか共同体を持っているかどうかちょっと分かりかねますし、敵対視している可能性があるので、不動産屋さんのほうが、まだいろいろといいかなあという思いはあります。

あと、今上がっている商工会議所だと、いろんな部会があるんですよ、サービス部会だとか、何部会か忘れちゃった。あるので、そういうところを

ピンポイントでやるのか、会議所本体にお願いするのか、いろいろあるかと思えます。

○委員長　　今、尾関委員からは、商工会議所であれば、本体とやるのか、各部会としてやるのかという話で、少しは考えどころがあるという話の御意見をいただきました。

ほかには御意見は。

○鈴木委員　　これは今回じゃなくていいけど、一つのああいう農業団体があるので、そういった関連のいろんな関わっていらっしゃる方がお見えになるので、一つの土地、今ひらめいたのは、土地利用とかで考えると住宅ということかと思うけど、農地の利用、そういったことについて現場の声、当然就労者の方もお見えになるので、今日もあったけど、そういうようなことも一つの視点かなあと、あえて申し上げれば。

○委員長　　ありがとうございます。今、鈴木委員からは農業団体との御意見ということでありました。

その他で思いつくものがあればいいですし。

[挙手する者なし]

○委員長　　では、今の話を受けまして、今、団体とともに、そここういうことを話したらどうだということでテーマについても、そういうような話も一度話をいただいておりますので、これらも含めて、これについても今の御意見を基に、その対象団体を正・副委員長のほうで調整したいと考えます。

では、正・副委員長のほうに御一任いただくということでよろしいでしょうか。

[「結構です」と呼ぶ者あり]

○委員長　　では、御意見もなしということですので、そのようにさせていただきますして、調整の結果はまた後日、改めて皆様にも御報告させていただきますので、よろしく願いいたします。

以上をもちまして、本日の委員会の議題は全て終了いたしました。

本委員会につきましても、皆様の的確かつスムーズな対応をいただきまして、何とか1日で終了することができました。ありがとうございました。引き続き微力ながら進めていきたいと思っておりますので、御協力お願いいたします。

以上で、建設産業委員会を閉会いたします。

午後 3 時39分 閉 会

江南市議会委員会条例第29条第1項
の規定によりここに署名する。

建設産業委員長 長尾光春